

貸付事業

7

つの条件

1 ご利用条件

- 会員期間が引き続き 6 カ月以上ある現職会員（申込日の属する月までに）
※退職会員の方はP 43 の「退職サポート貸付」をご覧ください。

2 申込金額の受付条件

- 厚生会での貸付の償還額合計が給料月額（調整額を含まない）の 4 / 10 以内
- ボーナス償還の場合は、ボーナス支給額以内
※退職サポート貸付は月々の償還額の合計が 70,000 円まで

3 申込方法

- 所定の申込用紙を厚生会に提出ください。（添付書類が必要な貸付があります。）
※様式変更などにより、旧様式での申込みを受理できないことがあります。

4 申込締切日・送金日・貸付金利

「今月のお知らせ(通知)」、兵庫県学校厚生会・関係法人公式サイト「スマイルポート」等で申込締切日(送金日)・貸付金利をご確認ください。また携帯電話用サイトからもご確認できます。

- 貸付種別により申込締切日(送金日)、貸付金利は異なりますので必ずご確認ください。

貸付全般については、兵庫県学校厚生会・関係法人公式サイト「スマイルポート」でも案内しています。



貸付金利



貸付の締切日・送金日



貸付償還表

- 厚生会登録口座に送金となります。（P46 Q&A 参照）

6 償還方法

- 定時償還……給与から引去り
- ボーナス償還……ボーナスから引去り
- 特別償還……一部償還 } ① 厚生会指定口座へ振込み ② 積立預金から振替え
一括償還 }

■ 詳細はP44・45 ※ボーナス償還・一部償還ができない貸付もありますのでご注意ください。

7 その他

- 退職時には、貸付金残高を即時償還していただきます。
- 厚生会の貸付金は、保証保険制度を適用しています。そのため、定時償還時に残高に応じた保証保険料を分割払いしていただきます。
なお、短期貸付のボーナス併用の場合、ボーナス時にも同様に分割払いしていただきます。
- 償還表については、「スマイルポート」からご確認ください。

2 こんな場合は…

償 還 猶 予

育児休業または長期研修休業中の会員の償還を猶予する制度があります。

■対 象

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定による育児休業の許可を受けた会員、「長期研修休業制度実施要項」等に基づく休職の許可を得た会員

■猶予方法

対象者の休職情報が給与引去不能となった翌月に判明するため、給与引去不能となった翌月から復帰する月まで償還を猶予(給与引去不能月の償還分はお振込みください。)

会 員 の 異 動

転出期間中は新規借入ができません。

■①県・市町等へ転出

「会員期間通算希望申出書」「事業継続届」「預金口座振替依頼書」の手続きを行っていただくことで、毎月の償還を口座より振替えさせていただきます。ボーナス償還は、該当時期に請求書を送付しますので、期日までに振込みください。

■②県外へ転出

厚生会の会員資格喪失となるため、貸付金残高を期日までに即時償還していただきます。

退 職 時

貸付金残高を即時償還していただきます。

■定年または年度末退職の場合

- 退職のお申出をしてください。
「貸付金即時償還連絡票」(厚生会発行「今月のお知らせ(通知)」に掲載)を2月の期日までに提出してください。お申出により、即時償還請求書を送付します。

■年度途中退職の場合

- 退職することが決まり次第速やかにお申出[本部(貸付係)へ連絡]ください。お申出により、即時償還請求書を送付します。また、退職により引去不能となった月の償還金も請求させていただきます。

請求書に記載の償還期日までに振込みください。期日までに償還されなかった場合は、延滞利息がかかることがあります。

※厚生会の銀行口座は、24時間即時入金には対応していませんので、振込日にご注意ください。

■死亡退職の場合

- ご遺族および所属所の厚生会係の方に貸付金の即時償還を含め、死亡退職による厚生会への手続きについて説明を行います。
- 住宅貸付で団体信用生命保険加入の場合は、保険適用を受けるため、ご遺族より必要な書類を速やかに信用共済課貸付係へ提出していただく必要があります。

■離職再採用制度による退職(離職)の場合

- 貸付金残高を即時償還していただきます。信用共済課貸付係へ連絡ください。

種類	種 別	使 途	金 利	貸付範囲(単位)	限度額	償還方法	申込用紙
一般貸付	普通貸付 (P 22)			10～500万円 (10万円)		長期: 12～120回 短期: 10～90回 ボーナス併用不可	
	即時貸付 (P 22)			1日 10～100万円 (10万円) * 100万円まで 複数申込可	併せて最高500万円まで	長期: 12～72回 短期: 10～50回 ボーナス併用不可	・一般貸付申込書 (様式第1号) ※1 ・一般貸付借用証書 (様式第2号) ※1 <記入例+申込書+ 借用証書がセット>
	短期貸付 (P 22)	様々な 生活資金	固定金利 (元利均等払)	100～500万円 (10万円)		36回 ボーナス併用可	
	ネット貸付 (P 54・55)			5～300万円 (1万円)		長期: 5～60回 短期: 2～45回 ボーナス併用不可	インターネットで 申込み * 手続きかんたんシ ステム、信用ネッ トサービス要登録
	退職サポート貸付 (退職会員のみのみ) (P 43)			10～300万円 (10万円)	併せて 最高 300万円 まで	長期: 10～60回 短期: 4～45回	・退職サポート貸付申込書 (様式第11号の2) ※1 ・退職サポート貸付借用証書 (様式第12号の2) ※1 <記入例+申込書+ 借用証書がセット> ・保証委託申込書 ※1
住宅貸付	すまいる 住宅貸付 (P 27～41)	・ 自己の居住用の 土地・建物の購入 新築・増改築資金 ・ セカンドハウス や家族が住む土 地・建物の購入 資金 ・ 他の金融機関の 自己名義住宅 ローンの借替え 資金	【基本】 変動金利 【特約】 固定金利 (2年・3年・5年・ 10年) (元利均等払)	200～4,000万円 (10万円) 契約書等の範囲内 *1万円単位切上げ可	併せて最高4,000万円まで	10年～35年 (基準の範囲内で自由 設定) ボーナス併用可	・すまいる住宅貸付 申込書(様式第15号) ※1 ・すまいる住宅貸付 借用証明書(様式第 16号) ※1 <記入例+申込書+ 借用証書がセット>
	リフォーム 貸付 (P 23)	・ 申込人、申込人 の配偶者および 2親等以内の親 族が居住の用に 供するための建 物の増改築、修 理に用する際に 必要な資金	固定金利 (元利均等払)	50～500万円 (10万円) 契約書等の範囲内 *1万円単位切上げ可		長期: 60～120回 短期: 50～90回 ボーナス併用不可	・リフォーム貸付申 込書(様式第3号 の2) ※1 ・リフォーム貸付借 用証書(様式第4 号の2) ※1 <記入例+申込書+ 借用証書がセット>

※1 申込用紙のダウンロードはできません。貸付係または最寄りの支部事務所へ請求してください。

添付書類	申込締切日(送金日)	留意事項	一括償還	一部償還	借替え	償還完了
不 要	月3回※2 9日(20日) 19日(30日) 29日(翌月10日)					
	随時 (厚生会受付の翌営業日) * 16:30以降の受付は翌々営業日送金				償還回数が総回数の1/3以上の償還で「普通貸付」へ借替え可能。 * 短期貸付のボーナス併用の場合は不可 * 29日は受付不可	
	月3回※2 9日(20日) 19日(30日) 29日(翌月10日)	・ ボーナス併用は貸付金額が150万円以上からで、貸付金額の1/2以内をボーナス償還分とし、50万円単位とします。 ・ ボーナス併用の場合、一部償還不可		・ 償還希望月の未償還元金の一部償還 ・ 1回10万円以上で希望額に近い金額を償還 ・ 申込受付は月に1回のみ * 短期貸付のボーナス併用の場合は不可 償還手続き方法はP45をご覧ください。	P44をご覧ください。	
	随時 (厚生会受付の翌営業日) * 16:30以降の受付は翌々営業日送金	信用ネットサービス利用申込書とネット貸付取引契約書の加入申込みを行い、信用ネットサービス登録確認書が届いた日からご利用できます。 * 登録条件: 厚生会預金契約がある現職会員				
P43をご覧ください。	月3回※2 9日(20日) 19日(30日) 29日(翌月10日)	厚生会および保証受託会社の審査により融資ができない場合や減額する場合があります。	償還希望月の未償還元金を全額償還 償還手続き方法はP45をご覧ください。		不可	「貸付金償還完了通知書」および「借用証書」を完済月の翌月中旬に送付 * ネット貸付は、完済月の翌月上旬にハガキを送付
P30をご覧ください。	月2回※2 10日(翌月15日) 25日(翌月末日)	・ ボーナス併用でも一部償還可 ・ 1,500万円を超える場合は、抵当権設定が必要 ・ 資金使途が「セカンドハウス」「別居の家族のため」の場合、抵当権設定が必要 ・ 申込本人の名義が1/4以上ある物件に限ります。		・ 償還希望月の未償還元金の一部償還 ・ 1回10万円以上1円単位で償還 ・ 申込受付は月に1回のみ * 償還手続き方法はP45をご覧ください。	不可	
P23をご覧ください。	月3回※2 9日(20日) 19日(30日) 29日(翌月10日)	・ 共有名義で申込人、申込人の配偶者および2親等以外の名義がある場合は2親等以内の名義の範囲で貸付可 ・ 外構工事のみ、他の金融機関からの借替えは対象外		・ 償還希望月の未償還元金の一部償還 ・ 1回10万円以上で希望額に近い金額を償還 ・ 申込受付は月に1回のみ	不可	

※2 申込締切日(送金日)が休業日の場合は、日程が変更となりますので、「今月のお知らせ(通知)」、兵庫県学校厚生会・関係法人公式サイト「スマイルポート」等で必ずご確認ください。

種類	種 別	使 途(貸付条件)	金 利	貸付範囲(単位)	償還方法	申込期間
特 別 貸 付 (P23)	結婚貸付	申込人または申込人の子が結婚する場合	固定金利 (元利均等払)	10～300万円 (10万円)	長期: 12～120回 短期: 10～90回 ボーナス併用不可 ※貸付金額によって償還回数が変わります。	・入籍日から1年以内 まで もしくは ・挙式予定の1年前から 挙式の前日まで
	教育・出版貸付	<教育> 申込人または申込人の子が高等学校以上に入学 および在学する場合。または、予備校に要する 費用(高等学校卒業後、大学進学を目的とした 予備校、塾に限る) *日本国外の学校については対象外 *専修学校は、文部科学省が認可し学校教育法に規程す る学校のみ可。		入学の場合*予備校は除く 10～200万円、 在学の場合10～100万円、 予備校の場合10～100万円 (*いずれも10万円単位) *入学年度のみ入学資金、在学資金 で申込可能		・入学資金は合格通知 から6カ月以内 ・在学資金は在学中、毎 年度(留年も可) ・予備校は在籍中
		<教育ローン借替え> 申込人、申込人の配偶者が他の金融機関から借入 れした教育ローンの借替費用		10～300万円 (10万円) [残高の範囲内] *1万円単位切上げ可		教育ローン返済期間中
		<奨学金の返済> 申込人、申込人の配偶者および子が奨学金の返済 に必要な資金		奨学金返済期間中		
		<出版> 申込人が教育関係書籍を自費出版する場合		10～100万円 (10万円)		出版予定日の3カ月前 から出版の前日まで
	葬祭貸付	申込人の配偶者・父母・子の葬祭をする 場合 *義父母を含む		10～100万円 (10万円)		事後、3カ月以内
	長期研修貸付	申込人が自己の資質向上を図る目的で、自 主的に研修するための費用 貸付条件:長期研修休業制度実施要綱等に基づい た研修であること *海外の日本人学校・補習授業校に勤務する場合は対象外		10～390万円 (10万円) (支度金30万円+研修 月数×10万円が上限)		任命権者からの許可 通知受領後。ただし研 修期間1/2を経過し た場合は、受付不可
	医療貸付	申込人、申込人の配偶者および2親等以 内の親族が、入院加療を受ける場合 *30日以内に同じ病気での再入院は、 前入院と通算する。		10～100万円 (10万円) (1入院につき1回)		診断書発行後または 退院後1カ月以内
	介護貸付	申込人の配偶者・2親等以内の親族が 要介護者 (公的介護認定者)で、介護費用を要す る場合		10～100万円 (10万円) (要介護者1人につき 年間1回) ※前回の送金から1年 経過後に次年度分 が利用可能		要介護認定期間中
出産育児貸付	申込人または申込人の配偶者が出産・ 育児する場合	10～100万円 (10万円) (1子につき1回)	出産日から1年以内 ただし申込人が育児 休業を取得した場合 はその終了日まで			
住宅諸費用貸付	申込人が自己の居住の用に供するため の建物購入等の際の諸費用等に要する 費用 貸付条件:「すまいる住宅貸付」新規 申込者に限ります。	10～200万円 (10万円) *ただし、諸費用金額の 範囲内(1万円単位切 上げ可)、他の金融機関 からの借替えの場合は 10～50万円	申込人が厚生会で 「すまいる住宅貸付」 を申込み場合。また は「すまいる住宅貸 付」送金実行後6カ 月以内の場合			

申込用紙	添付書類	申込締切日 (送金日)	一括償還	一部償還	償還完了
・ 特別貸付申込書 (様式第5号) ※¹ ・ 特別貸付借用証書 (様式第6号) ※¹ ・ 記入例+申込書+借用証書がセット	<入籍> 婚姻届受理証明書 (写) または申込締切日から2ヵ月以内の戸籍謄本・抄本 (原本) <挙式> 式の申込書 (本人控・写) ・ 子の場合は、申込人との続柄を証明できる住民票などの公的書類(申込締切日から2ヵ月以内の原本)	月3回※ ² 9日(20日) 19日(30日) 29日(翌月10日)	償還手続き方法はP45をご覧ください。 償還希望月の未償還元金を全額償還 * 長期研修貸付は、研修期間中は、一括償還は不可 * 出産育児貸付は育児休業中の一括償還は不可	償還手続き方法はP45をご覧ください。 償還希望月の未償還元金の一部償還 ・ 1回10万円以上で希望額に近い金額を償還 ・ 申込受付は、月に1回のみ * 長期研修貸付は、研修期間中の一部償還は不可 * 出産育児貸付は育児休業中の一部償還は不可	「貸付金償還完了通知書」および「借用証書」を完済月の翌月中旬に送付
	<教育>入学資金の場合は、合格通知書 (写) ・ 在学資金の場合は、在学証明書 (申込締切日から2ヵ月以内の証明書・原本) ・ 予備校 (高等学校卒業後、大学進学を目的とする予備校・塾) 資金は、申込締切日から2ヵ月以内の在籍証明書 (原本)				
	<教育ローン借替え>残高証明書(申込締切日から2ヵ月以内の証明書・原本)、または返済予定表と通帳の写し *残高や教育ローンと確認でき、直近の引落し状況が分かるもの				
	<奨学金の返済>奨学金返済証明書[奨学金残高が分かる書類 (申込締切日から2ヵ月以内の証明書・原本)] *教育ローン、奨学金の借替の場合は、事後1ヵ月以内に、返還完了通知はがき(表裏コピー)・完済証明書(写)などを提出してください。				
	<出版>・自費出版に関する報告書・印刷見積書				
	・ 死亡診断書(写)または埋葬許可証(写) ・ 申込人との続柄を証明できる住民票などの公的書類 (申込締切日から2ヵ月以内の原本)				
	・ 任命権者からの許可通知書または同等の書類(写)				
	・ 診断書(写) * 入院の事実を証明できるもの ・ 申込人以外が入院した場合は、申込人との続柄を証明できる住民票などの公的書類 (申込締切日から2ヵ月以内の原本)				
	・ 介護保険被保険者証など要介護認定を証明する書類(写) ・ 申込人と要介護者との続柄を証明できる住民票などの公的書類(申込締切日から2ヵ月以内の原本)		特別貸付は借替え不可		
	・ 出産を証明できる書類 (母子手帳等) (写) ・ 育児休業中の申込みは、育児休業承認の辞令(写) ・ 配偶者が出産した場合は、申込人との続柄を証明できる書類				
	・ 住宅購入諸費用等 (登記費用、火災保険、引越し費用など) に要する見積書(写)、または領収書(写) * 他の金融機関からの借替えの場合は不要				

※¹ 申込用紙のダウンロードはできません。貸付係または最寄りの支部事務所へ請求してください。

※² 申込締切日(送金日)が休業日の場合は、日程が変更となりますので、「今月のお知らせ(通知)」、兵庫県学校厚生会・関係法人公式サイト「スマイルポート」等で必ず確認ください。

種類	種別	使 途(貸付条件)	金 利	貸付範囲(単位)	限度額	償還方法	申込期間
自動車貸付 (P25)		申込者または申込人の配偶者および2親等以内の親族が、自動車、自動二輪車(原付含む)の購入、修理、車検(自動二輪は250cc超)、運転免許の取得、他の金融機関の自動車ローンの借替えに係る資金使途であること。	固定金利 (元利均等払)	自動車・自動二輪車 (原付含む)の 購入、修理 10～500万円(10万円) (注文書等の範囲内) *1万円単位切上げ可 ※総支払い額が、10万 未満の場合は、受付 対象外となります。	併せて最高 500万円まで	長期: 12～120回 短期: 10～90回 ボーナス併用 不可 *貸付金額に よって償還 回数が変わ ります。	支払日の 3カ月前から
				自動車・自動二輪車 (251cc以上)の車検 10～20万円(10万円)			車検満了日まで 3カ月以内
				運転免許の取得 (自動車教習所) 10～30万円(10万円)			入所申込日から 3カ月後まで
				他の金融機関の 自動車ローンの 借替え 10～500万円(10万円) (ローン残高の範囲内) *1万円単位切上げ可 ※総支払い額が、10万 未満の場合は、受付 対象外となります。			
災害貸付 (P26)		会員が風災・水災・震災・火災等の不可抗力による自然災害で損害を受けた時の生活等の資金	変動金利 (元利均等払)	10～500万円(10万円)	併せて最高 500万円まで	長期:12～120回 短期:10～90回 ボーナス併用不可	事由発生日から1年 以内

申込用紙	添付書類		申込締切日 (送金日)	一括償還	一部償還	償還完了
・ 自動車貸付申込書 (様式 32 号) ※1 ・ 自動車貸付借用証書 (様式 33 号) ※1 <記入例＋自動車保 険のお手続き＋申込書 ＋借用証書がセット>	・ 注文書(写)、契約書(写)のいずれか	* 申込人以外 の資金使途 の場合、申込 人との続柄 を証明でき る住民票な どの公的書 類(申込締切日 から2カ月以内 の原本)	月 3 回※2 9日(20 日) 19日(30 日) 29日(翌月10日)	償還希望月の未 償還元金を全額 償還 償還手続き方法 はP45 をご覧 ください。	・ 償還希望月の 未償還元金の 一部償還 ・ 1 回 10 万円 以上で希望額 に近い金額を 償還 ・ 申込受付は、 月に1回のみ 償還手続き方法 はP45 をご覧 ください。	「貸付金償還完 了通知書」およ び「借用証書」 を完済月の翌月 中旬に送付
	・ 自動車検査証(写) ・ 入所申込書(本人控・写) ・ 残高証明書〔申込締切日から2カ月以 内の原本(自動車ローンと確認できる もの)〕または償還予定表と通帳の写し (残高や自動車ローンと確認でき、直 近の引落し状況がわかるもの) * 事後1カ月後以内に完済証明書(写) など事実を証明できる書類を提出 ください					
・ 災害貸付申込書 (様式第 9 号) ・ 災害貸付借用証書 (様式第 10 号) <記入例＋申込書＋ 借用証書がセット>	り災証明書および資金使途のわかるもの(見積書等)		随時 (厚生会受付の 翌営業日)	自動車貸付、災害貸付は 借替え不可		

※1 申込用紙のダウンロードはできません。貸付係または最寄りの支部事務所へ請求してください。

※2 申込締切日(送金日)が休業日の場合は、日程が変更となりますので、「今月のお知らせ(通知)」、兵庫県学校厚生会・関係法人公式サイト「スマイルポート」等で必ず確認ください。



トータルカーライフの
詳細はこちら

『一般貸付申込書・借用証書』を事例として、記入時の共通チェックポイントについて記載しています。
各貸付の申込書・借用証書のチェックポイントもご覧のうえ、以下の点についてもご注意ください。
※古い様式は使用できない場合がありますのでご注意ください。

一般貸付

一般貸付申込書(様式第1号)

(様式第1号)

一般貸付申込書

(①普通貸付・②即時貸付・③短期貸付)

一般財団法人 兵庫県学校厚生会理事長 様 (注) 1. 太枠内を明瞭にご記入ください。
2. 申込人の自筆でご記入ください。
3. スタンプ印以外の印で鮮明に押印してください。
4. 申込記入欄の訂正は必ず申込印で訂正してください。

下記の金額を借り受けたいので申し込みます。(保証保険制度適用)

記入日 20XX年 4月 1日

申込者 住 所 神戸市中央区X-X-X-X
〒650-0012
会 員 番 号 1 2 3 4 5 6
フリガナ コウセイ ハナコ
名 前 厚生花子
連絡先(自宅・携帯) 078-△△△-0000
生年月日・年齢 19XX年 10月 10日生 XX歳

給料月額(調整額は含まない) 250,000円 給料日 毎月16日
厚生会以外の金融機関のローン(有・無) (金融機関名) (借入額) (月 額) (ボーナス額)
共済組合 500万円 20,000円
カードローン 10万円 10,000円

(借入要項) 申込金額 金 2 5 0 0 0 0 0 (金額は訂正できません)

①普通貸付
償 還 方 法 A 表 (長 期) B 表 (短 期)
借 替 番 号 ※借替される場合のみ記入ください 20XX年 4月 2日

②即時貸付
償 還 方 法 A 表 (長 期) B 表 (短 期)
所 属 所 名 ○○○小学校
所 属 所 長 名 校長

③短期貸付
償 還 回 数 36回 (証明欄を訂正する場合は、必ず公印で訂正印を押印してください。)

- a ・印鑑は全て同じ印鑑で鮮明に押印されていますか？
(申込書は1カ所・借用証書は3カ所・スタンプ印以外の印を使用)
・印鑑は重ならないように押印されていますか？
・記入誤りなどはありませんか？
〈訂正方法〉
訂正箇所は二重線で取り消し、申込書に押印の印鑑を訂正印として押印(修正液や砂消しゴムなどでの訂正は受付できません)
・給料月額調整額は含まない月額になっていますか？
・厚生会以外の金融機関のローンの記入もれはありませんか？厚生会の貸付申込書を作成する時点で組んでいるローンがあれば記入し、ない場合は「無」に○印を付けてください。
・年齢は、記入日現在の年齢を記入してください。
記入日は申込書を作成した日を記入してください。
(厚生会への申込書提出日ではありません)

- b 申込金額は貸付受付条件(P16 参照)を満たす金額になっていますか？
〈訂正方法〉
申込金額を変更する場合
・申込書は金額訂正できないため再度作成
・借用証書は金額を訂正し申込書に押印の印鑑を訂正印として押印

- c 申込書の記入日および所属所長の証明日は記入されていますか？また、記入日以降の所属所長の証明日となっていますか？

【正しい記入例】

記入日、所属所長の証明日ともに同じ日付

○ 記入日	2021年 7月 10日
所属所長の証明日	2021年 7月 10日

所属所長の証明日が記入日より以降の日付

○ 記入日	2021年 7月 16日
所属所長の証明日	2021年 7月 17日

【間違った記入例】

記入日が所属所長の証明日より以降の日付

✕ 記入日	2021年 8月 4日
所属所長の証明日	2021年 8月 3日

〈訂正方法〉

- ・記入日は、申込書に押印の印鑑で訂正印を押印
- ・所属所長の証明日は、所属所の公印で訂正印を押印

- d ・所属所長の証明欄の所属所名・所属所長名はゴム印を押印していますか？
・公印は鮮明に押印されていますか？

- e 申込金額に応じた収入印紙を貼付し、割印が押印されていますか？
印紙金額は、貼付箇所に記載しています。
〈注意〉収入印紙の枚数が複数になる場合は借用証書の印刷部分にかからないように貼付してください。
表面に貼付する所がなければ裏面に貼付してください。

- f 弁済条件については記入しないでください。

各貸付申込書(借用証書)について、記入事項が異なります。
ご不明な点がございましたら支部事務所または本部にお問い合わせください。

一般貸付借用証書(様式第2号)

(様式第2号)

一般貸付借用証書

(①普通貸付・②即時貸付・③短期貸付)

収入印紙

金 2 5 0 0 0 0 0 円
内訳・定時 150万 ボーナス 100万
(短期貸付のボーナス併用の時のみ、ご記入ください。)

貸付番号 号
*貸付日 年 月 日

*弁 済 条 件
1. 利息の計算が月割年利計算であり年利が...%
であることを承知します。
2. 貸付金及び利息の償還は、貸付金取扱細則第17条
及び第19条の規定に基づき、元利均等割賦償還の方法
により...年...月...日から...年...月...日までの毎月の
給料支給日に金...円を償還します。
3. ボーナス償還の方法により、...年...月...日から...年...月...日
までのボーナス支給日(6月・12月)に
金...円を、ただし、
最終回...年...月...日に
金...円を償還します。

私は、上記金額を兵庫県学校厚生会貸付金取扱細則、下記
約定及び、裏面の「貸付保証保険に係る個人情報の取扱い」
を承認し同意のうえ借用します。
一般財団法人 兵庫県学校厚生会理事長 様

借 受 人 会 員 番 号 1 2 3 4 5 6
住 所 神戸市中央区X-X-X-X
(フリガナ) コウセイ ハナコ
名 前 厚生花子

住宅貸付

リフォーム貸付申込書(様式第3号の2)

(様式第3号の2)

リフォーム貸付申込書

一般財団法人 兵庫県学校厚生会理事長 様

下記の金額を借り受けたいので申し込みます。(保証保険制度適用)

記入日 20××年 4月 1日

(注) 1. 太枠内を明瞭にご記入ください。
2. 申込人の自筆でご記入ください。
3. スタンプ印以外の印で鮮明に押印してください。
4. 申込人記入欄の訂正は必ず申込印で訂正してください。

申 込 人	住 所	〒 650-0012 神戸市中央区×-×-××		給料月額(調整額は含まない)	給料日
	会員番号	1 2 3 4 5 6		250,000円	毎月 16日
	フリガナ	コウセイ ハナコ	印	厚生会以外の金融機関のローン (有・無) ← a	
	名 前	厚生花子		(金融機関名) (借入額) (月 額) (ボーナス額)	
	連絡先(自宅・携帯)	(090) 10000-XXXX		共済組合	500万円 20,000円 50,000円
	生年月日・年齢	19××年 1月 1日生 ××歳		〇×信販	10万円 10,000円 円
					万円 円 円

○ (借入要項) 申込金額 金 5 0 0 0 0 0 0 (金額は訂正できません)

資金使途 (○で囲んでください) (本人居住 ・ 別居の親族) の (建物 ・ マンション) の (増築 ・ 改築 ・ 修理) ← b

償 還 方 法 (○印で表示) A 表 (長 期) ← c B 表 (短 期)

この申込みは、当所属所職員本人の申込みであることを証明します。
20××年 4月 2日

物件所有者(該当の項目を○で囲んでください。)

① 申込人の単独名義
2. その他(ご記入ください)

所有者氏名	続 柄	持 分
厚生一郎	父	1/1
		/
		/
		/

所属所名 } 〇〇〇小学校
所属所長名 } 必ずゴム印をご使用ください。 校長 〇〇〇〇 長之印

(証明欄を訂正する場合は、必ず公印で訂正印を押印してください。)

残高証明 要・不要

※記入いただいた個人情報、信用共済事業および兵庫県学校厚生会関係法人事業の案内のために使用します。それ以外の目的のために使用することや、第三者に提供することはありません。

連絡欄

- a 厚生会以外の金融機関などで返済中や申込みをしているローンがあれば記入してください。
- b 資金使途を必ず○印で囲んでください。
- c 償還方法(A表・B表)のいずれかを○印で囲んでください。

リフォーム貸付借用証書(様式第4号の2)

(様式第4号の2)

リフォーム貸付借用証書

1. 太枠内を明瞭にご記入ください。
2. 申込人の自筆でご記入ください。
3. *印のところは記入しないでください。
4. 申込印を3カ所に押印してください。

収入印紙

金 5 0 0 0 0 0 0

*貸付番号 号

*貸付日 年 月 日

d →

- d 申込金額に応じた収入印紙を貼付し、割印が押印されていますか？
印紙金額は、貼付箇所に記載しています。
＜注意＞収入印紙の枚数が複数になる場合は借用証書の印刷部分にかからないように貼付してください。
表面に貼付する所がなければ裏面に貼付してください。

種別	リフォーム貸付
必要書類	①団体信用生命保険加入申込書兼告知書(3大疾病保障付きは受付不可) ②増改築、修理… 工事請負契約書(写) 建物登記簿謄本は厚生会で取得します。 ※物件の所有者が貸付申込人または2親等以内の親族が含まれていること ※共有名義で申込人、申込人の配偶者および2親等以外の名義がある場合は2親等以内の名義の範囲内で貸付可。 申込人と物件名義人との続柄を確認できる公的書類(戸籍謄本等〔申込締切日より2カ月以内の原本〕) ※貸付実行後の提出書類は、P30を参照ください。

特別貸付申込書(様式第5号)

(様式第5号)

特 別 貸 付 申 込 書

①結婚 ②教育・出版 ③葬祭 ④長期研修 ⑤医療 ⑥介護 ⑦出産育児 ⑧住宅諸費用

一般財団法人 兵庫県学校厚生会理事長 様 (注) 1. 太枠内を明瞭にご記入ください。
2. 申込人の自筆でご記入ください。
3. スタンプ印以外の印で鮮明に押印してください。
4. 申込記入欄の訂正は必ず申込印で訂正してください。

下記の金額を借り受けたいので申し込みます。(保証保険制度適用)

記入日	20XX年 4月 1日	
所属所番号	3 2 2 2 2 2	会員番号 1 2 3 4 5 6
住所	〒650-0012 神戸市中央区×-×-××	
フリガナ	コウセイ ハナコ	印
名前	厚生 花子	(厚生会印)
連絡先(自宅)	(携帯) 090 0000 -XXXX	
生年月日・年齢	19XX年 4月 1日生 XX歳	

給料月額(調整額は含まない)	給料日
I級 20号給 250,000円	毎月 16日

厚生会以外の金融機関のローン (有・無)
(金融機関名) (借入額) (月 額) (ボーナス額)

共済組合	500万円	20,000円	50,000円
〇×信販	10万円	10,000円	円

(借入要項) 申込金額 金 1 0 0 0 0 0 0 0 円 償還方法 (〇印で表示) A表 (長期) B表 (短期)

(金額は訂正できません)

①結婚 ③葬祭 ⑤医療 ⑥介護 ⑦出産育児

事由	申込人の続柄
該当者	名前
事由発生日	年 月 日

※事由該当欄には、①結婚する方(申込人が結婚する場合は申込人名氏)
③亡くなった方 ⑤入院する方 ⑥要介護者 ⑦生まれた子の氏名をご記入ください。
事由発生日欄には、①結婚予定日 ③死亡日 ⑤入院日または予定日 ⑦出生日
をご記入ください。

②教育・出版

就学者	申込人の続柄
教育	名前
資金使途	入学・在学・借替え

出版書籍	名称
出版	出版予定日 年 月 日

※記入いただいた個人情報は、信用共済事業および兵庫県学校厚生会
関係法人事業の案内のために使用します。それ以外の目的のために
使用することや、第三者に提供することはありません。

④長期研修

長期研修	開始日 年 月 日
休業	終了日 年 月 日
決定通知書等	〒
送付先	電話番号 () -

⑧住宅諸費用

資金使途	登記費用・火災保険料・印紙代 仲介手数料・水道分担金・管理費 (該当項目に 〇印で表示) 引越費用 その他 ()
厚生会「住宅貸付」送金日(予定日)	20XX年 5月 X日

この申込みは、当所属所職員本人の申込みであることを証明します。
20XX年 4月 2日

所属所名 } 〇〇〇小学校 (必ずゴム印をご使用ください。)
所属所長名 } 校長 〇〇〇〇 (小学校校長印)

(証明欄を訂正する場合は、必ず公印で訂正印を押印ください。)

連絡欄

特別貸付借用証書(様式第6号)

(様式第6号)

特 別 貸 付 借 用 証 書

①結婚 ②教育・出版 ③葬祭 ④長期研修 ⑤医療 ⑥介護 ⑦出産育児 ⑧住宅諸費用

収入印紙 (厚生会印)

金	百万	十万	万	千	百	十	円
1	0	0	0	0	0	0	0

1. 太枠内を明瞭にご記入ください。
2. 申込人の自筆でご記入ください。
3. *印のところは記入しないでください。
4. 申込印を3カ所に押印してください。

*貸付番号 号
*貸付日 年 月 日

- a 貸付種別を選択のうえ、〇印で囲んでください。
(申込書と借用証書の種別を一致させてください)
- b 償還方法を選択のうえ、〇印で囲んでください。
- c ①～⑧の貸付のうち a で選択した貸付と同じものを〇印で囲み、必要事項を記入してください。
- d 申込金額に応じた収入印紙を貼付のうえ割印(申込印)を押印してください。

※記入に関するチェックポイントはP22を参照ください

自動車貸付

自動車貸付申込書(様式第32号)

(様式第32号)

自動車貸付申込書

一般財団法人 兵庫県学校厚生会理事長 様

下記の金額を借り受けたいので申し込みます。(保証保険制度適用)

(注) 1. 太枠内を明瞭にご記入ください。
2. 申込人の自筆でご記入ください。
3. スタンプ印以外の印で鮮明に押印してください。
4. 申込人記入欄の訂正は必ず申込印で訂正してください。

記入日		20×× 年 4 月 1 日	
申 込 人	住 所	〒 650-0012 神戸市中央区×-×-××	
	給料月額 (調整額は含まない)	250,000 円	
	給料日	毎 月 16 日	
	厚生会以外の金融機関のローン (☒ 有 ・ ☐ 無)		
	金融機関名 (借入額) (月 額) (ボーナス額)		
会 員 番 号	1 2 3 4 5 6		
フリガナ	コウセイ ハナコ	印	
名 前	厚生 花子	(厚生会印)	
連絡先(自宅・携帯)	(090) 0000 - XXXX		
生年月日・年齢	19×× 年 4 月 1 日生 ×× 歳	共済組合 500 万円 20,000 円 50,000 円 O×信販 10 万円 10,000 円 万円 円	

(借入要項)

申込金額	金	1	5	0	0	0	0	0	0	円
(金額は訂正できません)										

償還方法 ☒ A 表 (長期) ☐ B 表 (短期)

(○印で表示)

b

資金使途 (該当項目に ○印で表示)	☒ 購入・修理・車検・運転免許取得 ☒ 他の金融機関からの借替え
支払(予定)日	年 月 日

この申込みは、当所属職員本人の申込みであることを証明します。

20×× 年 4 月 2 日

所属所名 } ○○○小学校
(必ずゴム印をご使用ください。)

所属所長名 } 校長 □□□□

(証明欄を訂正する場合は、必ず公印で訂正印を押印してください。)

※記入いただいた個人情報は、信用共済事業および兵庫県学校厚生会・関係法人事業の案内のために使用します。それ以外の目的のために使用することや、第三者に提供することはありません。

連絡欄

自動車貸付借用証書(様式第33号)

(様式第33号)

自動車貸付借用証書

(厚生会印)

1. 本枠内を明瞭にご記入ください。
2. 申込人の自筆でご記入ください。
3. ※印のところは記入しないでください。
4. 申込印を3カ所に押印してください。

c

収入印紙	金	1	5	0	0	0	0	0	0	円
*貸付番号 号 *貸付日 年 月 日										

a 償還方法を選択のうえ、○印で囲んでください。

b 資金使途、支払(予定)日を記入してください。

c 申込金額に応じた収入印紙を貼付のうえ割印(申込印)を押印してください。

d 他の金融機関からの借替えとしてお申込みの場合は、対象の自動車ローンを記入してください。

※記入に関するチェックポイントはP22を参照ください

災害貸付申込書(様式第9号)

(様式第9号)

災 害 貸 付 申 込 書

一般財団法人 兵庫県学校厚生会理事長 様 (注) 1. 太枠内を明瞭にご記入ください。
2. 申込人の自筆でご記入ください。
3. スタンプ印以外の印で鮮明に押印してください。
4. 申込人記入欄の訂正は必ず申込印で訂正してください。

下記の金額を借り受けたいので申し込みます。(保証保険制度適用)

記入日		20×× 年		4 月		1 日				
申 込 人	所属所番号	3 2 2 2 2 2				会員番号	1 2 3 4 5 6			
	住 所	〒 650-0012 神戸市中央区×-×-××								
	フリガナ	コウセイ ハナ コ				印				
	名 前	厚生 花子				(厚生会印)				
	連絡先(自宅・携帯)	(090) 0000-XXXX								
生年月日・年齢	19×× 年		4 月		1 日生		×× 歳			
給料月額 (調整額は含まない)		1 級		20 号給		250,000 円		給料日 毎 月 16 日		
厚生会以外の金融機関のローン (有・無)		(金融機関名)		(借入額)		(月 額)		(ボーナス額)		
		共済組合		500 万円		20,000 円		50,000 円		
		O×信販		10 万円		10,000 円				

[借入要項]

申込金額	金	1	5	0	0	0	0	0	0
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(金額は訂正できません)

a → 償 還 方 法 (○印で表示) A 表 (長期) B 表 (短期)

b →

り 災 日	20×× 年 3 月 25 日	
り 災 の 種 類	台風・水害・地震・火災 (○印) その他 ()	
り 災 場 所	神戸市中央区×-×-××	
り 災 時 の 概 況 等	自宅台所より出火し住居半焼	

この申込みは、当所属所職員本人の申込みであることを証明します。

20×× 年 4 月 2 日

所属所名 } ○○○小学校
(必ずゴム印をご使用下さい)
所属所長名 } 校長 □□□□

(証明欄を訂正する場合は、必ず公印で訂正印を押印ください。)

連絡欄

※記入いただいた個人情報は、信用共済事業および兵庫県学校厚生会・関係法人事業の案内のために使用します。
それ以外の目的のために使用することや、第三者に提供することはありません。

災害貸付借用証書(様式第10号)

(様式第10号)

災 害 貸 付 借 用 証 書

収入印紙

(厚生会印)

1. 太枠内を明瞭にご記入ください。
2. 申込人の自筆でご記入ください。
3. *印のところは記入しないでください。
4. 申込印を3カ所に押印してください。

金	1	5	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

*貸付番号 号

*貸付日 年 月 日

c →

- a 償還方法を選択のうえ、○印で囲んでください。
- b り災状況を公的機関発行の「り災証明書」で確認のうえ、必ず記入してください。
※り災証明書に氏名の明記がない場合やり災住所と申込住所が相違する場合は、関係性が確認できる住民票等の公的書類または登記簿謄本を添付してください。(発行後2カ月以内の原本)
- c 申込金額に応じた収入印紙を貼付のうえ割印(申込印)を押印してください。
- ※記入に関するチェックポイントはP 22 を参照ください

5 すまいる住宅貸付について



厚生会ハウジングの
詳細はこちら

(1) 申込条件について

1 貸付申込みの住宅には、会員または会員の家族が居住することが条件です。
貸付資金使途にある「本人居住」とは、会員が自宅として用いるということです。「セカンドハウス」や「別居の家族のため」とは、会員や会員の3親等以内の家族が住居として用いることで、他人への賃貸等で収益を目的とする物件に対しては申込みできません。
また、夫婦、親子間の売買に係る住宅貸付の申込みはできません。

2 「本人居住」の資金使途で借入れの場合、物件所在地から在勤所属所への通勤が可能であることが条件になります。

3 貸付申込みの対象物件に、貸付申込人(借受人)名義で1/4以上の持分があることが条件になります。

※対象物件が複数ある場合は、それぞれ貸付申込人の1/4以上の持分が必要です。

4 土地購入資金として借入れの場合、貸付日から5年以内に当該敷地に住宅を建築することが条件になります。

※申込みの際には「住宅新築工事計画にかかる誓約書(様式第22号)」を提出してください。
※地目が「宅地」以外で登記されている物件は、住宅新築時に地目を「宅地」に変更する旨の誓約書も併せて提出してください。

5 団体信用生命保険または3大疾病保障付団体信用生命保険に加入いただくことが条件になります。

保険会社の審査結果により、団体信用生命保険に加入できない場合、貸付の申込みはできません。

6 1,500万円を超える貸付額の場合、または、別居の家族やセカンドハウスでお申込みの場合は、抵当権第1位での設定が必要になります。

(ただし、住宅金融支援機構も併せて借入する場合は抵当権第2位での設定となります)

同一敷地内の物件(土地・建物)について貸付額の合計(例:土地購入1,500万円、建物2,500万円 計4,000万円)が1,500万円を超える場合、抵当権の設定が必要になります。

7 貸付金をもって住宅購入等の支払いをしていただくため、最終支払日が送金日以降であることが申込条件になります。



締切日・送金日は
こちらから

8 貸付額に係わらず、債権保全のために火災保険証券(写)を提出していただきます。

土地購入の場合を除き、火災保険証券(写)を提出していただきます。なお、貸付申込時に火災保険未加入の場合は、火災保険加入後に提出してください。

(2) 貸付範囲

200万円～4,000万円(10万円単位) ※万単位切上げ可

対象物件の購入金額に対し、持分割合(所有権の名義割合)に応じた額が貸付限度額になります。

(例) 4,000万円の土地付き一戸建てを購入し、会員(夫)の持分が1/2、妻の持分が1/2の場合、
会員(夫)の貸付限度額は？

4,000万円×1/2(会員持分)=2,000万円…貸付限度額は2,000万円

(3) 金利

すまいる住宅貸付の基準となる金利は、「標準変動金利」となりますが、特約として固定金利を設定することができます。特約を設定するには「すまいる住宅貸付特約書(様式第30号)」の提出が必要となります。

標準変動金利		
特約	固定金利	2年
		3年
		5年
		10年

金利については「今月のお知らせ(通知)」、兵庫県学校厚生会・関係法人公式サイト「スマイルポート」からご確認ください。



貸付金利

※特約を設定の場合、特約期間終了までは他の固定金利特約に変更することはできません。

※特約終了後は、特約の再設定をすることができます。また、標準変動金利の場合は、いつでも特約を設定することができます(申込み翌月より適用)。また、残りの償還期間が特約期間より短い場合等、条件により特約を設定できない場合がありますのでご留意ください。

(4) 償還方法(自由設定)

1 償還方法 貸付申込時に設定し、貸付金完済まで継続

- a. 定時償還のみ
 - b. 定時償還とボーナス償還(年2回)の併用
- } aまたはbのいずれかを選択
(途中償還方法の変更不可)

2 自由設定 以下の条件をもとに、償還額、償還期間について自由に組み合わせることが可能

- a. 定時償還額：1万円以上、1円単位(毎月支払いの利息額以上を設定)
※残高に対しての保証保険料が毎月プラスされます
- b. ボーナス償還額：10万円以上、1円単位(全て元本に充当されます)
- c. 償還期間：10年～35年(退職時に残額を一括返済)

償還額や償還期間についてシミュレーション(試算)しますので、ご相談ください。また、「スマイルポート」から償還シミュレーションができます。

シミュレーションは
こちらから →



3 その他 毎月の償還額やボーナス償還額の変更、繰上返済などは手数料不要でおこなえます

- a. 償還額変更：選択された金利の支払利息額以上で金額変更可能 ※「償還額変更申込書」要提出(随時受付)
- b. 特別償還：一部償還は10万円以上、1円単位の希望額で返済可能 ※一部償還分は全額を貸付元金の返済に充当

(5) だんしん制度について

団体信用生命保険または3大疾病保障付団体信用生命保険に加入いただくことが条件になります

すまいる住宅貸付の申込みと同時に「申込書兼告知書」を提出してください。加入手続きに際しては、お支払事由の詳細や保険金が支払われない場合など、「申込書兼告知書」に添付の「(3大疾病保障特約付) 団体信用生命保険重要事項に関するご説明」および「申込書兼告知書」裏面の「(3大疾病保障特約付) 団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。告知義務違反等があった場合など、保障開始からの経過年数にかかわらず、保険金をお支払いできないことがあります。

	団体信用生命保険	3大疾病保障付団体信用生命保険
内 容 ・ 特 徴	借受人が償還中に死亡または所定の高度障害状態になられた場合、本人に代わって保険会社が厚生会に未償還額を一括償還する制度	借受人が償還中に死亡または所定の高度障害状態、3大疾病〔悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中〕保険金のお支払事由の状態になられた場合、本人に代わって保険会社が厚生会に未償還額を一括償還する制度
保険料の支払い	厚生会が負担	基本保障部分については、 厚生会が負担 3大疾病保障部分については、別途、上乗せ金利の負担が必要になります。(2026年7月1日現在+0.12%)
条 件 ・ 対 象	告知内容により、団体信用生命保険に加入できない場合は、貸付の申込みはできません。	告知内容により、団体信用生命保険に加入できない場合は、貸付の申込みはできません。 ※ <u>貸付日現在の年齢が満19歳6カ月から50歳6カ月までの方が対象。</u>
必 要 書 類	「団体信用生命保険 申込書兼告知書」	「3大疾病保障特約付団体信用生命保険 申込書兼告知書」「専用診断書」(1貸付で貸付金額が3,000万円を超える場合のみ)
保 障 期 間	償還完了時まで有効	償還完了時まで有効

3大疾病保障付団体信用生命保険<3大疾病とは次の場合をいいます>

■悪性新生物(がん)

保険期間中に所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。ただし、次の場合を除きます。

- ・ 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき
- ・ 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき
- ・ 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき

■急性心筋こうそく

- ・ 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき
- ・ 急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術(注)を受けたとき※

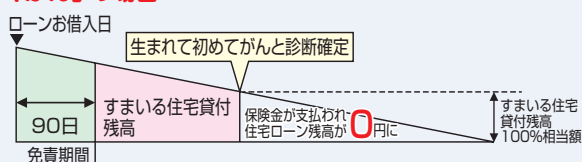
■脳卒中

- ・ 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障がい、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
- ・ 脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術(注)を受けたとき※

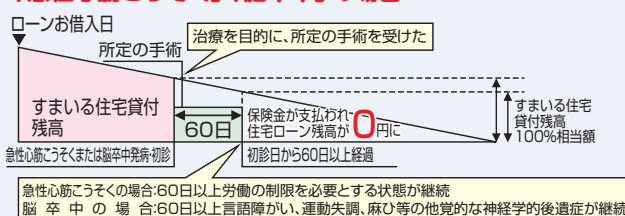
(注) 所定の手術とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の①～④に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

①開頭術 ②開胸術 ③ファイバースコープ手術 ④血管・バスケットカテーテル手術

「がん」の場合



「急性心筋こうそく」「脳卒中」の場合



保険金の請求について

団体信用生命保険に加入の会員が死亡または高度障害となった場合は、直ちに厚生会へ届け出いただき、右記の書類を提出してください。

提出書類

死亡の場合	・死亡診断書(コピー可)
高度障害の場合	・高度障害診断書(コピー可) ・その他保険会社が求める書類

保険会社の審査で申請が認定されましたら、保険会社より厚生会に残高が支払われることとなりますが、認定されなかった場合は、ご遺族に貸付残高の請求をさせていただきます。

(6) 必要書類および貸付金送金後の提出書類

お申込みに 必要な書類

- ◎…厚生会所定の様式をご請求ください。
◇…お申し込みをされる方にご用意していただく書類です。
☆…厚生会がご用意します。

下記の共通提出書類をご提出ください。

共通 提出 書類	◎すまいる住宅貸付申込書(様式第15号)
	◎すまいる住宅貸付借用証書(様式第16号) ◇申込金額による異なる額の収入印紙が必要です。 (申込金額500万円までは2,000円、1,000万円までは10,000円、1,000万円超は20,000円)
	◎すまいる住宅貸付特約書(様式第30号) ※特約を設定しない場合は、提出不要です。 ◇200円の収入印紙が必要です。
	◎団体信用生命保険申込書兼告知書または3大疾病保障特約付団体信用生命保険申込書兼告知書 加入手続きの際には、必ず告知事項およびご説明を必ずご確認ください。 ※告知事項が「あり」の場合は事前審査が必要のため、病名・症状経過等の内容を詳しくご記入のうえ、団体信用生命保険申込書兼告知書を申込予定(締切)日の10日前までに提出ください。 ※引受保険会社の審査結果により、団体信用生命保険に加入いただけない場合、当貸付の申込みはできません。 ※団体信用生命保険申込書兼告知書の有効期限は、告知日を含め90日後の送金日までとなります。
	◇土地・建物の購入の場合…不動産売買契約書(写)*1および土地購入のみの場合は「住宅新築工事計画にかかる誓約書」(様式第22号) ※1 個人間の売買契約は受付できません。(宅地建物取引業者が仲介に入っている契約は有効です)
	◇新築の場合……………工事請負契約書(写)
	◇増改築・修理の場合……………工事請負契約書(写) ☆建物登記簿謄本(全部事項証明書)
	◇他の金融機関からの借替…住宅ローン残高証明書(申込締切日より2カ月以内発行の残高で住宅ローンと表示されているもの) ☆土地登記簿謄本(全部事項証明書)および☆建物登記簿謄本(全部事項証明書)
	◇「別居の家族のため」でお申込みの場合は、申込人との続柄がわかる公的書類(戸籍謄本等申込締切日より2カ月以内に発行された原本)を添付ください。建物購入・新築等転居を伴う場合は、貸付金送金後に転居後の住民票の提出が必要です。
	◎火災保険契約にかかる誓約書(様式第31号) ◇火災保険証券(写) ※建物購入・新築の場合は、火災保険加入後に提出ください。ただし、土地購入のみの場合は提出不要です。

*貸付審査上、上記以外に別途書類をご提出いただく場合があります。

抵当権の設定が不要な場合

本人居住で貸付金額が1,500万円以下の場合、貸付金送金後に下記書類の提出が必要です。

注)領収書(写)および火災保険証券(写)は、決済日から1カ月以内に、登記簿謄本(写)・登記簿抄本(写)は登記後すみやかに提出してください。

提出書類	申込事由 土地・建物の購入	マンション 購入	新築	土地購入	増改築・ 修理	他の金融機関 からの借替
◇領収書(写)	○	○	○	○	○	○
◇土地登記簿謄本(写)	○			○		
◇建物登記簿謄本(写)	○		○			
◇建物登記簿抄本(写)		○				
◇火災保険証券(写)	○	○	○			

団体信用生命保険について

団体信用生命保険(だんしん)制度を適用します。必ず、「団体信用生命保険申込書兼告知書」または「3大疾病保障特約付団体信用生命保険申込書兼告知書」をすまいる住宅貸付申込書・すまいる住宅貸付借用証書と同時に提出ください。

なお、申込書兼告知書をご記入の際には、必ず告知事項および重要事項に関するご説明をご確認ください。

抵当権の設定が必要な場合

上記共通提出書類の他に下記の書類もご提出ください。

本人居住で貸付金額が1,500万円超の場合、または、別居の家族やセカンドハウスでお申込みの場合は抵当権(第1位)の設定が必要です。(ただし、住宅金融支援機構との併用の場合は、抵当権第2位での設定となります。)

提出書類	共有名義で登記の場合					
	共有者の印鑑証明書(申込締切日より2カ月以内に発行されたもの)1通	続柄のわかる書類(住民票等・申込締切日より2カ月以内に発行されたもの)	担保提供にかかる誓約書(様式第21号)共有者の実印使用			
◇印鑑証明書(申込締切日より2カ月以内に発行されたもの)1通						
◎抵当権設定契約証書(様式第17号)実印使用						
◎委任状(様式第18号)実印使用						
◎抵当権および火災保険契約にかかる誓約書(様式第19号、もしくは様式第20号)実印使用 ※様式第19号、もしくは様式第20号を提出する場合は、火災保険にかかる誓約書(様式第31号)の提出は不要です。						
◇火災保険証券(写) ※建物購入・新築の場合は、火災保険加入後に提出ください。 (送金後1ヶ月以内)ただし、土地購入のみの場合は提出不要です。						

注)印鑑証明書および住民票は、登記手続き時に再度必要となる場合があります。

申込事由に応じて、下記の ○印の書類を添付してください。

提出書類	申込事由 土地・建物の購入		マンションの購入		新築	土地購入	増改築	修理	借替	
	新築	中古	新築	中古					一戸建	マンション
◇土地登記簿謄本(原本)	○	○			○	○	☆	☆	☆	
◇建物登記簿謄本(原本)		○					☆	☆	☆	
◇建物登記簿抄本(原本)	○			○						☆
◇建築確認通知書(確認済証)(写)	○		○		○		○			
◇家屋平面図または家屋測量図(間取りがわかるもの)	○	○	○	○	○		○			
◇土地測量図または地図(公図)		○			○	○				
◎住宅建築に関する地主の承諾書(様式第24号)、◇地主の印鑑証明書					○		○	○	○	

◇上記の登記簿謄本(原本)、登記簿抄本(原本)については、申込締切日より2カ月以内に発行されたものをご提出ください。

☆借替、増改築、修理の場合の土地登記簿謄本(全部事項証明書)および建物登記簿謄本(全部事項証明書)については、厚生会でご用意します。

※抵当権設定登記は、厚生会指定の司法書士で行います。(設定費用は申込者負担)

※他の金融機関からの借替で、抵当権抹消手続きをする場合は、委任状が複数枚必要となります。

3大疾病保障特約付団体信用生命保険のご加入で貸付金額3,000万円超の場合、下記の書類もご提出ください。

提出書類	◎専用診断書(専用診断書の有効期限は、診断(証明)日を含め90日後の送金日までとなります) 貸付申込予定日の2週間前までに「3大疾病保障特約付団体信用生命保険申込書兼告知書」と「専用診断書」を提出いただき、事前審査を受けていただく必要があります。(引受保険会社の審査結果により、団体信用生命保険に加入いただけない場合、当貸付の申込みはできません。)
------	---

(7) すまいる住宅貸付申込書・借用証書のチェックポイント

すまいる住宅貸付申込書(様式第15号)

(様式第15号)

すまいる住宅貸付申込書

一般財団法人 兵庫県学校厚生会理事長 様
下記の金額を借り受けたいので申し込みます。(保証保険制度適用)

(注) 1. 太枠内を明瞭にご記入ください。
2. 申込人の自筆でご記入ください。
3. スタンプ印以外の印で鮮明に押印してください。
4. 申込人記入欄の訂正は必ず申込印で訂正してください。
5. ※厚生会記入欄は記入しないでください。

記入日	20XX年 4月 1日	
所属番	3 2 2 2 2 2	会員番号 1 2 3 4 5 6
住所	〒650-0012 神戸市中央区X-X-X X	
フリガナ	コウ セイ ハナ コ	印
名前	厚生花子	
連絡先	(自宅)・携帯 078-XXX-XXXX	
生年月日・年齢	19XX年 1月 1日生 XX歳	
給料月額(調整額は含まない)	1級 20号給 250,000円	給料日 毎月 16日
厚生会以外の金融機関のローン	(有)・無	
(金融機関名)	(借入額)	(月額)
共済組合	500万円	20,000円
0X信販	10万円	10,000円
	万円	円

(借入要項)

申込金額	金 2 0 0 0 0 0 0 0	(金額は訂正できません)
------	-------------------	--------------

資金使途 (〇で囲んでください)

(本人居住) 別居の家族・セカンドハウスの (建物)・(土地) マンション) の (購入)・新築・増築・改築・修理・他の金融機関の住宅ローンの返済
年末調整に必要な年末残高証明書は、本年分を含んで () 回必要です。

金利 標準変動金利

特約設定について (〇で囲んでください)

設定する 設定しない

※特約をご希望の場合は、「すまいる住宅貸付特約書(様式第30号)」が必要です。

団体信用生命保険について (〇で囲んでください)

一般付 3大疾病保障付

住宅貸付申込物件について

所在地 (登記簿に記載の所在地をご記入ください。)

建物	神戸市西区梶台X-X X
土地	神戸市西区梶台X-X X

物件所有者 (該当の項目を〇で囲んでください。)

①申込人の単独名義 ②3親等までの親族と所有する

所有者氏名	続柄	持分
厚生花子	本人	1/2
厚生太郎	夫	1/2

資金計画 (契約書・証明書等に基づき、予定額をご記入ください) 単位: 万円

続柄	厚生会借入金	支援機構借入金	その他の金融機関借入金	自己資金(現金)	合計金額
本人	2,000		500		2,500
夫			2,000	500	2,500

償還方法(④または⑤にご記入ください。)

	④シミュレーションが必要 ご希望金額等をご記入ください。	⑤シミュレーション済 (4月1日)
定時償還額	円程度	50,000円
賞与償還額	円程度	200,000円
返済期間	年程度	17年9月

④ご希望の方には、シミュレーション結果を、所属所または連絡先に連絡させていただきます。

この申込みは、当所属職員本人の申し込みであることを証明します。
20XX年 4月 1日

所属所名 } ○○○小学校
所属所長名 } 校長 □□□□

必ずゴム印をご使用ください

(証明欄を訂正する場合は、必ず公印で訂正印を押印ください。)

※本申込書に記載の個人情報、は、会員様へのお知らせ、ご案内等を含む信用共済業務の範囲内でのみ利用させていただきます。第三者に開示または提供することはありません。なお、お知らせ、ご案内等がご迷惑となる場合は停止いたしますのでお手数ですがお申し出ください。

連絡欄

a 資金使途を必ず〇印で囲んでください。

b 基本の金利は「標準変動金利」が適用されますが、ご希望により特約金利を設定できます。特約を設定するかしないかを選択してください。
※特約設定する場合は「すまいる住宅貸付特約書」(様式第30号)を提出してください。

c 住宅貸付申込物件について

- ①所在地は登記簿謄本(全部事項証明書)で確認のうえ記入してください。
建物については、建物登記簿謄本【所在】の項目を記入してください。
土地については、土地登記簿謄本【所在】【地番】の項目を記入してください。
- ②物件所有者は貸付申込人単独か共有者が存在するかを記入してください。
共有者が存在する場合は共有者名・続柄・持分割合を記入してください。

d 資金計画について

資金計画は予定額を記入してください。
公立学校共済組合での借入額は「その他の金融機関借入金」の項目に記入してください。

e 償還方法

申込時にシミュレーションし定時償還額等を確定させます。

A ご希望の定時・賞与償還額を記入してください。シミュレーションをさせていただきます、連絡先へ結果をお知らせいたします。

B 定時・賞与償還額が確定されている場合は、() 月 () 日に確定日および確定額等を記入してください。

f 他の金融機関の住宅ローンの返済としてお申込みの場合は、対象の住宅ローンを記入してください

すまいる住宅貸付借用証書(様式第16号)

(様式第16号)

すまいる住宅貸付借用証書



収入印紙



金	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
2	0	0	0	0	0	0	0	0

1. 太枠内を明瞭にご記入ください。
2. 申込人の自筆でご記入ください。
3. *印のところは記入しないでください。
4. 申込印を3カ所に鮮明に押印してください。

*貸付番号 号

*貸付日 年 月 日

*弁 済 条 件

1. 利率
(標準変動金利方式)
当初利率は年.....%とし、下記約定の第2項の定めによるものとします。
2. 償還
貸付金取扱細則第17条及び第19条の規定に基づき次のとおりとします。
3. 元利金の返済方法
期 間年 月 日～.....年 月 日
定時償還額円
期 間年 月 日～.....年 月 日
(6月・12月)
賞与償還額円

私は、上記金額を兵庫県学校厚生会貸付金取扱細則、下記約定及び、裏面の「貸付保証保険に係る個人情報の取扱い」を承認し同意のうえ借用します。

一般財団法人 兵庫県学校厚生会理事長 様

借 受 人	会員番号	1	2	3	4	5	6
住 所 神戸市中央区X-X-X-X							
(フリガナ) コウセイ ハナコ							
名 前 厚生 花子							



約 定

1. 私は、現職会員の資格を喪失したとき、また、この約定及び兵庫県学校厚生会（以下「厚生会」という。）貸付金取扱細則ならびにその他の諸規定の一つにでも違反したときは、未償還元利金を即時一括して償還します。
2. 第1項の債務を履行しなければならないときは、給付金及び退職手当金等で償還します。なお、債務全額を消滅させるに足りないときは直ちに残額を償還します。
厚生会は金融情勢の変化、その他相当の理由がある場合は、上記弁済条件第1条で定めた利率を一般に行われる程度の幅で変更することができ、変更にあたっては通知文により所属所を通じて通知するものとします。
金利は標準変動金利を基本とし、すまいる住宅貸付特約書に基づき特約金利を選択できます。特約期間中は選択した特約金利が適用され、一定の条件のもとで再び特約が選択でき、金利の変更がなされない場合は、標準変動金利に引き上げられるものとします。
3. 利率の変更は、利率変更後所定の償還方法が適用されるものとします。

11. 厚生会は、借受人が何らかの事由により債務不履行に陥った場合、厚生会に対する預金その他の債権など、その債権の期限等の如何にかかわらず、債務全額と相殺できます。相殺する際には所定の手続きを省略し、払戻し、解約、処分のうえ、その取得金を持って全額債務の弁済に充当することができます。相殺計算する場合には、債権債務の利息等の計算期間は、相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金取扱細則に基づくものとします。
12. 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当然に期限の利益を喪失し、厚生会に対し、残債務全額を直ちに支払います。

- f** 申込金額に応じた収入印紙を貼付し、割印が押印されていますか？

印紙金額は、貼付箇所に記載しています。

〈注意〉収入印紙の枚数が複数になる場合は借用証書の印刷部分にかからないように貼付してください。
表面に貼付する所がなければ裏面に貼付ください。

- g** 弁済条件については記入しないでください。

⑧ すまいる住宅貸付特約書のチェックポイント

すまいる住宅貸付特約書(様式第30号)

(様式第30号)

すまいる住宅貸付特約書

収入印紙
200円

(注) 1. 太枠内を明瞭にご記入ください。
2. 申込人の自筆でご記入ください。
3. スタンプ印以外の印で鮮明に押印してください。
(3か所)
4. 申込人記入欄の訂正は必ず申込印で訂正してください。
5. 厚生会記入欄は記入しないでください。

一般財団法人 兵庫県学校厚生会理事長 様

記入日 20XX年 4月 1日

借 受 人	会 員 番 号	1	2	3	4	5	6
住 所	〒 650-0012 神戸市中央区×-×-××						
(フリガナ)	コウセイ ハナコ						
会 員 名	厚 生 花 子						印

第1条 (借入利率等の特約の設定)

1. 借受人は、20XX年 4月 1日 (貸付新規申込みの場合は住宅貸付申込日、既貸付契約に特約を設定する場合は貸付日) 付のすまいる住宅貸付申込書およびこれに付帯する借用証書 (以下「原契約」という。) に基づき兵庫県学校厚生会 (以下「厚生会」という。) から借り受け負担している借入金 (残存借入元本) の借入金利率 (適用金利) 等について、原契約にかかわらず、次のとおり特約を設定し、原契約およびこの特約書に従い借入金を返済します。

借入金利率に関する特約 (○で囲んでください)		
厚生会貸付 金取扱細則 第5条に定 める	固定金利特約	2 年 間 3 年 間 5 年 間 10 年 間
	上限金利付変動金利特約 10年間	
	を 設 定 し ます。	
すまいる住宅 貸 付 番 号	既貸付契約に特約を設定する方のみご記入ください。 号	

償還方法 (AまたはBにご記入ください。)

既貸付契約に特約を設定される方は 償還額を変更する方のみ ご記入ください。

	(A) シミュレーションが必要 ご希望額等をご記入ください	(B) シミュレーション 済 (月 日)
定時償還額	40,000円程度	円
賞与償還額	200,000円程度	円
返 済 期 間	30年程度	年 か月

(A) にご記入の方には、シミュレーション結果を次の連絡先に連絡させていただきます。
・連絡先 (所属所・携帯) (電話番号 078 - XXX XXXX)

※厚生会記入欄 (決定項目)

	固 定 金 利 に 関 する
特 約 期 間	年

- 【記入日】** 年 月 日の日付は、特約書を作成した日を記入してください。

【希望の特約を選択してください。】

【申込時にシミュレーションし定時償還額等を確定させます。】

【ご希望の定時・賞与償還額を記入してください。シミュレーションをさせていただきます、連絡先へ結果をお知らせします。】

【すまいる住宅貸付を借入されている方で、金額変更を希望されない場合は記入しないでください。】

【定時・賞与償還額が確定されている場合は、(月 日)に確定日および確定額等を記入してください。】

【既に借りているすまいる住宅貸付の特約更新をする方のみ、貸付番号を記入してください。】

※特約更新の場合、特約期間の終了1カ月前までに「特約期間終了に伴う手続きのご案内」が所属所宛に届きます。【b】に記入する貸付日および【e】に記入する貸付番号はご案内に記載されていますので、ご参照ください。

【収入印紙(200円)を貼付し、割印(申込印)を押印してください。】

【貸付償還予定表】			
貸付償還予定表			
貸付種類	普通貸付	貸付用途	1490××××
貸付金額	27,000,000 円	貸付(返済)	2022年 10月 15日
貸付金額	0 円		固定10年 返済枠パーセン 1.2000%(0.1000%) 2014年11月から、2024年10月まで
返済金額	27,000,000 円	適用利率	
定額の返済額	70,000 円		
最終回の定時返済額			
貸付			

抵当権の手続きに関する書類のポイント

抵当権設定契約証書(様式第17号)

[illegible]

委任状(様式第18号)

委任状(様式第18号)

委任状

(住所等) _____
(名前等) _____

私は、上記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

1. 令和 年 月 日付 _____

記載のとおり _____

登記申請に関する一切の件

2. 復代理人選任の件並びに必要な応じ原本還付請求受領に関する件
3. 登記申請の取下及び再使用証明申出の請求受領に関する一切の件
4. 登記にかかる登録免許税の還付金の受領に関する一切の件
5. 登記識別情報通知書及び登記完了証の受領に関する一切の件
6. 登記識別情報の暗号化・復号化に関する一切の件
7. 復代理人が登記識別情報通知書及び登記完了証を受領する一切の件
8. 復代理人の登記識別情報の暗号化・復号化に関する一切の件
9. 固定資産評価証明書交付申請及び受領に関する一切の件

令和 年 月 日

(住所等) _____
(名前等) 厚生花子 (貸付申込人)

(住所等) _____
(名前等) 厚生太郎 (共有者)

(住所等) _____
(名前等) _____

通常提出部数は1部ですが、他の金融機関からの借替えて
 抵当権抹消手続きをする場合は、複数枚必要となります。

- a** 薄い黄色で示している部分は記入しないでください。
- b** (名前等)の欄に貸付申込者名、共有者名をそれぞれ自筆で記入してください。
- c** 印鑑は印鑑証明書の実印を鮮明に押印してください。貸付申込者、共有者ともにそれぞれ2カ所となります。

抵当権および火災保険契約にかかる誓約書(様式第19・20号)

(様式第19号)

第一順位

a 抵当権および火災保険契約にかかる誓約書(第一順位の場合)

私は今般貴厚生会から貸付金 2,500 万円也を借用しましたうえは、貸付金の対象となった不動産の購入又は工事等が完了後ただちに抵当権設定契約証書により第一順位の抵当権(土地・建物)を設定し、かつ当該不動産が住宅を含む場合は、貸付金の償還が完了するまでの間継続して未償還元金を上回る火災保険を付し、貴厚生会の同意なしに任意解約しないことを誓約します。

なお、上記のことに違約したときは貸付未償還元金利息の即時償還をすることを合わせて誓約します。

20XX 年 4 月 1 日

b (一財)兵庫県学校厚生会理事長 様

c 申 込 人

所 属 所 名 厚生小学校
現 住 所 神戸市中央区X-X-X X
会 員 番 号 1 2 3 4 5 6
名 前 厚生花子 

火災保険契約加入状況	① 新規に火災保険加入手続きをする	2. 現在加入中の火災保険 保険会社名 ()
------------	-------------------	----------------------------

※ 1. 2. のいずれかに○印をしてください。すでに加入されている火災保険は保険会社名もご記入ください。

(注意) 申込人の印は、実印をご使用ください。

抵当権設定の順位を厚生会が

第一順位で設定する場合 様式第19号

第二順位で設定する場合 様式第20号

を提出してください。

- a** 貸付金額を万円単位で記入してください。
(同一物件に対する貸付合計金額)
- b** 作成日を記入してください。
- c** 所属所名・現住所・会員番号・名前を貸付申込人が
自筆で記入し、印鑑は印鑑証明書の実印を鮮明に
押印してください。
- d** 火災保険契約加入状況について、1. 2. のいずれかに
○印を付けてください。
火災保険に既に入っている場合は様式第19号
では「2」に○印を付け、加入中の保険会社名を記
入してください。
様式第20号では「1」に○印を付け、住宅金融支援機
構指定火災保険の証書番号を記入してください。

(様式第20号)

第二順位

a 抵当権および火災保険契約にかかる誓約書(第二順位の場合)

私は今般貴厚生会から貸付金 2,500 万円を借用しましたうえは、貸付金の対象となった不動産の購入又は工事等が完了後ただちに住宅金融支援機構に第一順位の抵当権を設定すると同時に貴厚生会宛完了報告書を提出し、抵当権設定契約証書により第二順位の抵当権(土地・建物)を設定し、かつ当該不動産が住宅を含む場合は、当該貸付金の償還が完了するまでの間継続して未償還元金と住宅金融支援機構の債権額との合計額に相当する額以上の金額の火災保険を付し、貴厚生会の同意なしに解約しないことを誓約します。

なお、上記のことに違約したときは貸付未償還元金利息の即時償還をすることを合わせて誓約します。

20XX 年 4 月 1 日

b (一財)兵庫県学校厚生会理事長 様

c 申 込 人

所 属 所 名 厚生小学校
現 住 所 神戸市中央区X-X-X X
会 員 番 号 1 2 3 4 5 6
名 前 厚生花子 

火災保険契約加入状況	① 住宅金融支援機構 (公庫) 火災保険 証書番号 ()	2. 新規に火災保険加入手続きをする
------------	----------------------------------	--------------------

※ 1. 2. のいずれかに○印をしてください。すでに加入されている火災保険は証書番号もご記入ください。

(注意) 申込人の印は、実印をご使用ください。

火災保険契約にかかる誓約書(様式第31号)

(様式第31号)

e 火災保険契約にかかる誓約書

私は今般貴厚生会から貸付金 1,500 万円也を借用しましたうえは、貸付金の償還が完了するまでの間継続して住宅にかかる未償還元金を上回る火災保険を付し、貴厚生会の同意なしに任意解約しないことを誓約します。

なお、上記のことに違約したときは貸付未償還元金利息の即時償還をすることを合わせて誓約します。

20XX 年 4 月 1 日

f (一財)兵庫県学校厚生会理事長 様

g 申 込 人

所 属 所 名 厚生小学校
現 住 所 神戸市中央区X-X-X X
会 員 番 号 1 2 3 4 5 6
名 前 厚生花子 

火災保険契約加入状況	① 新規に火災保険加入手続きをする	2. 現在加入中の火災保険 保険会社名 ()
------------	-------------------	----------------------------

※ 1. 2. のいずれかに○印をしてください。

※ 1. を選択される場合、火災保険加入手続き後、火災保険証券(写)を提出ください。

※ 2. を選択される場合、加入されている保険会社名もご記入いただき、火災保険証券(写)を提出ください。

(注意) 申込人の印は、貸付申込使用印をご使用ください。

貸付金額 1,500万円以下(土地購入を除く)の申込みの場合は、火災保険証券(写)をそえて提出してください。

- e** 貸付金額を万円単位で記入してください。
(同一物件に対する貸付合計金額)
- f** 作成日を記入してください。
- g** 所属所名・現住所・会員番号・名前を貸付申込人が
自筆で記入し、印鑑は、貸付申込使用印を鮮明に押
印してください。
- h** 火災保険契約加入状況について、1. 2. のいずれかに
○印を付けてください。
火災保険に既に入っている場合は「2」に○印を
付け、加入中の保険会社名を記入してください。

担保提供にかかる誓約書(様式第 21 号)

(様式第21号)

担保提供にかかる誓約書

私はこのたび申込人 **厚生花子** と共有名義で建物・土地を購入するにあたり、申込人が貴厚生会から「すまいる住宅貸付」を受けましたときは、当該物件に対して兵庫県学校厚生会が第一順位（第二順位）の抵当権の設定及び質権の設定をすることに異議なく、私所有の持分（土地・建物）も担保として提供することを誓約いたします。

令和 XX 年 4 月 1 日

(一財) 兵庫県学校厚生会理事長 様

担保提供者

住所 **神戸市中央区X-X-X X**

名前 **厚生太郎** 

(申込人との続柄 **夫**)

(注意) 担保提供者の印は実印を使用し、印鑑証明書を提出してください

- 共有名義にする場合、共有者（担保提供者）が自筆で記入し、印鑑証明書・続柄が分かる書類（住民票等）を添付してください。
- a** 貸付申込人名を記入してください。
 - b** 貸付用途を記入してください。
 - c** 作成日を記入してください。
 - d** 担保提供者（共有者）の住所・名前・申込人との続柄を記入し、印鑑は印鑑証明書の実印を鮮明に押印してください。

住宅新築工事計画にかかる誓約書(様式第 22 号)

(様式第22号)

住宅新築工事計画にかかる誓約書

私は貴厚生会から貸付金 **25,000,000** 円也を借用したうへは、貸付金の対象となった地上に、別記のとおり令和 5 年 7 月 31 日までに自己の用に供するための住宅を新築することを誓約します。

なお、上記のことに違約したときは、貸付未償還元利金を即時償還することを合わせて誓約します。

令和 3 年 8 月 1 日

(一財) 兵庫県学校厚生会理事長 様

申込 所属所名 **厚生小学校**

現住所 **神戸市中央区X-X-X X**

会員番号 **123456**

名前 **厚生花子** 

- 貸付申込人が自筆で記入してください。
- a** 貸付金額を記入してください。
 - b** 住宅を新築される予定日を記入してください。貸付日から5年以内に新築することが条件です。
 - c** 作成日を記入してください。
 - d** 所属所名・現住所・会員番号・名前を貸付申込人が自筆で記入し、すまいる住宅貸付申込使用印を鮮明に押印してください。

住宅建築に関する地主の承諾書(様式第 24 号)

(様式第24号)

住宅建築に関する地主の承諾書

(一財) 兵庫県学校厚生会理事長 様

令和 XX 年 8 月 1 日

a 土地所有者 住所 **神戸市須磨区00町X-X X**

名前 **兵庫一郎** 

下記のとおり、土地を貸していることに相違なく、この土地に借地人が住宅を建築し、その建物を貴厚生会の担保に差し入れても何等異議ありません。

記

貸地の所在地 (登記簿上の表示) **神戸市西区糺台X-X X**

貸地の面積 **123.45** 平方メートル

貸地の地目 **宅地** 山林 その他 ()

住宅の構造 **木造** 防火構造 組立木造 不燃組立木造

c 貸地の契約 **賃貸借** 地上権

土地賃貸料 1月当たり 円 (1㎡当り) 円

貸地の契約期間 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

抵当権設定の有無 有  (有する場合の抹消見込時期 平成 年 月 日)

借地人 住所 **神戸市中央区X-X-X X**

名前 **厚生花子** 

(注意) 土地所有者の印は実印を使用し、印鑑証明書を提出してください

- 土地所有者（地主）が自筆で記入し、印鑑証明書を添付してください。
- a** 住所・名前を記入し、印鑑は印鑑証明書の実印を鮮明に押印してください。
 - b** 作成日を記入してください。
 - c** 土地登記簿謄本などで確認のうえ記入してください。土地の賃貸契約をされている場合は、土地賃貸料や契約期間を記入してください。
 - d** 借地人（貸付申込人）の住所・名前を記入してください。

(10) 住宅貸付添付書類チェックポイント

※これらの契約書は一例です。実際の契約書とは若干異なる場合もありますが添付時に注意していただく事例としてご確認ください。

不動産売買契約書

売買物件の表示

見本

売買物件の表示			
所在地	神戸市○○区○○町○○	地番	123番4
地目	宅地	面積(公簿)	198.40 m ²
権利	所有権		
建物	家屋番号 123番4	建築確認番号	第 号
種類	住宅		
構造	軽量鉄骨造スレート葺2階建		
床面積	1階 64.49m ² 2階 64.49m ²	() m ² 合計	107.68m ²
付記事項	上記土地、建物以外に土地4筆、建物(集会所)の共有持分があります。		
別紙	別紙売買物件の表示一覧参照		

土地

「地目」は**宅地**になっていますか？

- 家を建築する目的で農地(田・畑)を売買する場合は農地転用許可申請書(写)または「農地転用許可申請書提出済証明書」(様式第23号)を提出していただき、購入後は地目を「宅地」に変更してください。
- 雑種地や山林の場合は、建築作業に入ること地目を「宅地」に変更することになるため、後に地目変更を行う内容の誓約書等を貸付の申込時に提出していただきます。

「権利」は**所有権**になっていますか？

- 所有権とは土地と建物を購入により所有することです。
- 借地権とは、借地上に建てられた住宅を購入することで、土地を所有することではありません。地主との賃貸期間などが定められた「定期借地権」などがあります。この契約における権利金については、貸付の対象とはなりません。

「面積」は記入されていますか？

建物

「種類」は**居宅(居住)**になっていますか？

住宅貸付の条件は居住を目的としており、購入後に他人へ転貸または営業を行うなど営利目的とした貸付申込みは受付できません。そのため「店舗」「事務所」など「居宅」以外の表示の場合は、住宅貸付の受付はできません。

所在地(土地・建物に共通)

本人居住として住宅貸付を申込み条件として、**購入所在地から在勤所属所へ通勤が可能であること**となっています。

売買代金および支払方法等

見本

売買代金および支払方法等			
売買代金	総額	41,800,000 円他	
	内 建物価額	20,000,000 円他	
手付金	内 消費税額	1,000,000 円他	
	本契約締結時支払額	2,000,000 円他	
内金	第1回	令和3年7月31日迄に	2,000,000 円他
	第2回	令和 年 月 日迄に	円他
	第3回	令和 年 月 日迄に	円他
残代金	令和3年8月31日迄に		37,800,000 円他

「売買代金」は明確に表示されていますか？

漢数字の表示には記入誤りがないかご注意ください。

「内金」・「残代金」(最終支払金)の支払日は明確に表示されていますか？

また、最終支払日は送金日以降の日付ですか？

例: 残代金: 令和3年8月31日迄に または 末日迄に → ○ OK
残代金: 令和3年8月吉日・上旬・中旬・下旬 → × 不明確

融資利用の特約

見本

融資利用の特約(第15条・(注)融資利用特約を付けないときは、この欄を抹消のこと)	
融資申込先()	兵庫県学校厚生会
融資申込先()	15,000,000 円他
融資申込先()	円他
融資申込先()	円他
融資利用の特約条項有効期限	令和3年8月30日迄

契約に融資申込先と金額が掲示されている場合は、不動産購入資金として融資を利用されると判断します。

融資申込先や融資額を変更する場合は、契約者全員の合意のもとで契約書の原本に訂正をするか、変更契約の締結をしてください。

物件引渡日

本物件引渡日 令和3年8月31日

契約書に引渡日は記入されていますか？

記入がなければ、約款等を提出ください。

例: 本物件引渡日: 令和3年8月31日迄に または 8月末日 → ○ OK
本物件引渡日: 令和3年8月吉日・上旬・中旬・下旬 → × 不明確

その他のチェック

見本

e 収入印紙 (信用)

特約
本取引は公取取引とし現状有姿にての引渡とする。

売主 厚生太郎 (以下「売主」という。)と買主 信用二郎 (以下「買主」という。)との間に表記土地・建物(以下「本物件」という。)について本契約書のとおり、売買契約を締結し、この契約を証するため本契約書2通を作成して売主および買主が(蓋)名、押印の上各1通を保有する。

令和XX年 7月 1日 **a**

(売主) (売主)
b 住所 西宮市田代町 X-X-X 住所
名前 厚生太郎 (厚生) 名前

(買主) (買主)
c 住所 神戸市中央区 X-X-X 住所
名前 信用二郎 (信用) 名前

(媒介業者) (媒介業者)
d 免許番号 兵庫県知事()第○○○○号 免許番号 兵庫県知事()第○○○○号
事務所 西宮市○○町○○○○ 事務所 神戸市垂水区○○○○
所在地 商号 株式会社 ○○○○ **社印** 商号 株式会社 ○○○○ **社印**
代表者 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 代表者 代表取締役 ○ ○ ○ ○
取引主住所 登録番号 兵庫 第○○○号 取引主住所 登録番号 兵庫 第○○○号
名前 ○ ○ ○ ○ **印** 名前 ○ ○ ○ ○ **印**

a 契約年月日は記入されていますか？

b 売主の住所・名前を記入、押印されていますか？

c 買主(貸付申込者)の住所・名前を記入、押印されていますか？

d 販売業者(媒介業者)の住所・業者名・免許番号が表示され、社印が押印されていますか？

e 収入印紙が貼付され、割印が押印されていますか？

● 売買契約書で代理人が署名・押印している場合は、本人より代理権を与えられている代理人であるかどうかの確認のため、**代理人に契約を委託した証明(委任状の写及び売主の印鑑証明書の写)**を提出してください。

● 売主が登記名義人と異なる場合は、登記名義人から売主に売却した売買契約書(写)または第三者のためにする契約(直接移転特約付)に係る売買契約書(写)を提出してください。

● 売主の住所が登記名義人の住所とことなる場合は、重要説明事項書の「売主の表示」(写)または住所変更が分かる公的書類の写を提出してください。

工事請負契約書

d 収入印紙 社印

工 事 請 負 契 約 書

発注者 兵庫 良子 と請負者 株式会社 ○○○○○○○○ とは
兵庫 邸新築工事の施工について、次の事項と添付の工事請負契約約款、及び仕様書・
設計図とにもとづいて、工事請負契約を結び、その証として本書2通を作成し、当事
者記名押印の上各自その1通を保有する。

1、工事場所 兵庫県明石市○○町1丁目2-3

2、工期・引渡し 着手 令和3年 4月 30日
完成 令和3年 8月 31日
引渡し 完成の日より14日以内

3、請負代金の額 工事請負代金 金 22,598,300円
消費税 金 1,129,915円
消費税込請負代金 金 23,728,215円

4、消費税込請負代金の支払
令和3年 1月 8日 契 約 時 金 1,000,000円
(自己資金にて)
令和3年 4月 30日 着 工 時 金 12,728,215円
(自己資金にて)
令和3年 6月 15日 上 棟 時 金 8,000,000円
(兵庫県学校厚生会にて)
令和3年 8月 31日 完成引渡し 時 金 2,000,000円
(兵庫県学校厚生会にて)

5、支払方法
銀行小切手、又は銀行振込みとする。
尚、中間金(上棟時)及び最終金(完成引渡し時)に関しては、株式会社
○○○○○○○○○○が、公的融資(金融公庫等)及び銀行融資の代理
受領を行なうものとする。

見本

令和3年1月8日 **a**

b 発注者 住 所 明石市相生町X-X-X
名 前 兵庫 良子 (兵庫)
住 所
名 前 _____ 印

c 請負者 住 所 神戸市中央区X-X-X
株式会社 ○○○○○○○○ (社印)
名 前 □ □ □ □ 印

工事場所

本人居住として住宅貸付を申し込む条件として、**工事場所から在勤所属へ通勤が可能であること**となっております。
(P27 住宅貸付申込条件参照)

工事・引渡し日

着手日・完成日・引渡日が明確に表示されていますか？
契約時には、工事着手から完成し建物を引き渡されるまでの日程を確認しておく必要があります。

工事請負代金

工事請負代金と消費税の合計金額が表示されていますか？
住宅貸付は建物建築費用が対象となっていますが、同時に建物の解体および外構工事等の費用が工事請負代金に含まれている場合は、その費用も貸付の対象となります。なお、住宅諸費用は住宅貸付の対象となりません。住宅諸費用貸付をご利用ください。

請負代金の額および支払日

請負代金の額や支払日が明確に表示されていますか？
また、最終支払(完成引渡し)日は送金日以降の日付ですか？
例: 残代金 令和3年8月31日または末日 → ○OK
残代金 令和3年8月吉日・上旬・中旬・下旬 → ×不明確

その他のチェック

- a** 契約年月日は記入されていますか？
- b** 発注者(貸付申込書)の住所・名前を記入、押印されていますか？
- c** 請負業者の住所・業者名が表示され、社印が押印されていますか？
- d** 収入印紙が貼付され、割印が押印されていますか？

? 契約書に訂正が必要になったときは？

契約内容に変更が生じた場合は、変更契約書を作成し変更契約を締結してください。

変更契約書を作成せず契約書を訂正し追記する場合は、「○文字抹消、○文字加入」と欄外空白箇所に記入したうえで、記入箇所の横に契約者全員の印鑑(契約書使用印)を押印してください。

- 不動産売買契約書…売主・買主・販売業者(媒介業者)の印鑑
- 工事請負契約書…発注者・請負業者の印鑑

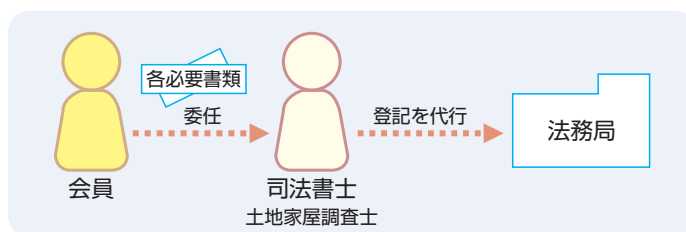
(11) 登記手続きについて

不動産登記は土地や建物の所在・面積のほか、所有者の住所・名前などを登記簿に記載し公開することにより、権利関係などがわかるようにする役割があります。

登記とは

「登記簿に記載する」こと。登記簿は「表題部」「甲区」「乙区」からなり、所有権に関する記載がある「甲区」に、最新の所有者として名前があれば、法的に持主として第三者に対抗できることになります。(所有権の登記)。また、融資を受けるために必要な抵当権の設定は、登記簿内の「乙区」においてなされます。

登記簿は管轄の法務局の出張所に保管されています。登記は、必要な書類を司法書士に渡し、委任して代行してもらいます。共有名義にするときは、持ち分の計算など夫婦や親子の間できちんと決めておく必要があります。



新築の住宅を購入する場合の登記

建物表示登記

新築住宅の場合、当たり前だが建物は建てられたばかり。今まで建物がなかったところに「こういう建物が建ちました」という意味で「建物表示登記」がまず行われます。この場合、土地家屋調査士に調査し、登記してもらう必要があります。

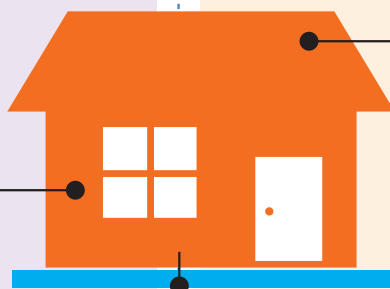
建物所有権保存登記

建てられたばかりの建物に、以前所有していた人がいるはずありません。そこで会員の方をこの建物の所有権を持つ第1号として、所有権を保存するための登記を行うことになります。新築建物の場合は所有権の移転とはなりません。

中古の住宅を購入する場合の登記

建物所有権移転登記

中古であれば、必ず今まで建物を所有していた人がいるわけなので、その人(売主)から買主(会員)に所有権を移転する登記が必要になります。新築では建物にまつわる登記は2種類ありますが、中古ならこの1種類だけとなります。



土地所有権移転登記

土地の所有権を売主から買主(会員)へ移転登記が必要となります。なお、売主が公共団体や宅地開発業者もあります。また、表示・保存登記は新たに土地ができること(埋立地)以外は通常発生しません。仮換地や保留地などは、通常と異なる登記方法となることもありますので、ご注意ください。

抵当権設定登記

抵当権は、債権者(金融機関など=抵当権者)から金銭を借りた場合などに担保として、原則、債務者(抵当権設定者=金銭を借入した者)の購入した不動産(土地、建物等)に設定されます。仮に、債務者が借りた金銭を返さない(債務不履行)場合、債権者は担保物を競売し、その競売代金から優先的に弁済を受けることができます。

(12) 抵当権の設定手続きについて

抵当権の手続き

抵当権の設定時期

所有権移転登記完了後、または金融機関償還完了後、速やかに設定

※原則として厚生会指定の司法書士で手続きさせていただきます。

手続きの依頼と必要書類

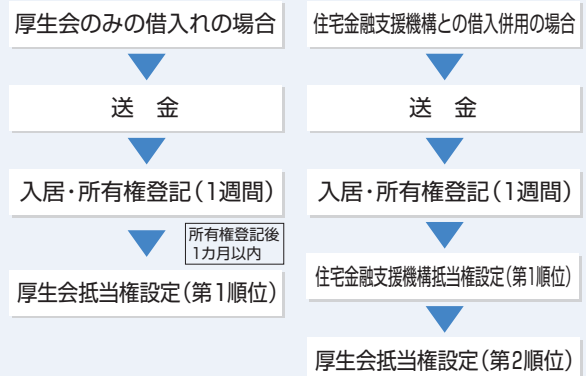
申込時に下記の該当する内容を確認しています

- ①土地または土地付き一戸建て(建売り)購入の場合
物件の引渡し日時
取引業者名・担当者名・電話番号
- ②新築・増改築・土地購入と新築を同時に申込みする場合
物件の引渡し日時
取引業者名・担当者名・電話番号

注)土地取得から建物の完成までの期間が3カ月を超える場合は先に土地の抵当権設定手続きをさせていただきますので、その場合は土地の引渡し日をご連絡ください
- ③他の金融機関からの借替えの場合
厚生会の抵当権設定と金融機関への返済後の抵当権抹消
①返済予定と金融機関の抵当権抹消書類が整う日時(金融機関で確認)
②金融機関名・支店名・担当者名
●金融機関発行の書類…「抵当権解除証書」等
注)書類の準備には2週間ほどかかりますので、厚生会からの貸付決定通知を受理後直ちに金融機関へ書類発行を依頼してください
●設定日に準備するもの…「登記識別情報(権利書)」
「実印」

貸付申込みから抵当権設定までの手続き

抵当権設定順位は、原則として厚生会が第1順位となります。ただし、住宅金融支援機構(年金住宅融資併用も含む)の借入併用の場合のみ、第2順位での設定を認めています。



手数料

- 抵当権設定、抹消費用…司法書士へ直接支払い
設定費用…7～20万円程度(①+②+③)
(貸付金額・物件の所在地等により異なる)
- ①登録免許税……………融資額の4/1,000
ただし、新築または1982年1月1日以降に建築された物件(新耐震基準に適合しているもの)を取得後1年以内に抵当権を設定される場合は、融資額の1/1,000(軽減税率)
- ②設定費用……………35,000円程度
- ③その他(交通費)は実費

(例) 貸付額 3,000万円
神戸市内で土地と建物(新築)に抵当権設定の場合
登録免許税 設定費用 交通費(実費)外
30,000円+35,000円+15,000円=80,000円程度

抹消費用…1件 20,000円～30,000円程度

(13) 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の発行について

マイホーム(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅を含む)の購入や新築・増改築の際に住宅貸付を利用した方は、一定の条件を満たせば自己の居住の用に供した年から一定期間、住宅取得控除として所得税が軽減されます。

この控除を受ける際に必要となる「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」は、発行基準に基づき発行します。

残高証明書発行基準等については厚生会発行の「今月のお知らせ(通知)」でお知らせします。

なお、住宅取得控除を受けるときは初年度のみ確定申告が必要で、2年目以降は年末調整で受けられますが、住宅取得控除に関する諸条件等の手続きについては、所轄の税務署へお問い合わせください。

また、他の住宅に係る特別控除を適用される場合は、この控除の適用除外となることがあります。詳しくは、所轄の税務署へお問い合わせください。

(14) 他の金融機関からの住宅ローン借替えにあたって

申込みにあたっての注意事項

- 1 貸付対象は他の金融機関からの「住宅ローン」の借替えであることです。
- 2 残高証明書には「住宅ローン」と表示が必要です。
- 3 残高証明書は、厚生会貸付申込締切日より2カ月前までの日付で発行されているものを有効とします。
「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(年末調整用資料)を残高証明として受付することはできません。
- 4 債務者名および貸付対象となる物件の所有者名は、厚生会で住宅貸付をお申し込みいただく方(会員)のお名前があることです。(申込人持分 1/4 以上) * 登記簿謄本にて対象物件の債務者名および所有者をご確認ください。
- 5 売却・譲渡・賃貸する予定のある住宅貸付の借替えは受付できません。
また、厚生会で貸付後も貸付の対象物件を売却・譲渡・賃貸する場合は、貸付金を一括償還していただくこととなります。
- 6 厚生会内での住宅貸付(すまいる住宅貸付含む)からの借替えはできません。

申込金額に関する注意事項

残高証明書に記載されている住宅ローン残高が申込金額の上限となります。なお、連帯債務で返済している場合は、貸付残高に対し物件の所有権の持分割合で申込金額を算出してください。申込金額は10万円単位です。万の位以下は切り上げまたは切り捨ててください。

【例】残高 9,236,541円

本人のみ(債務・名義)の場合

→切り上げ: 申込金額 9,300,000円
→切り捨て: 申込金額 9,200,000円

連帯債務の場合

物件の所有権の持分割合が2分の1のとき
 $9,236,541円 \times 1/2 = 4,618,270円$ (小数点以下切り捨て)
 →切り上げ: 申込金額 4,700,000円
 →切り捨て: 申込金額 4,600,000円

返済額の比較をしてみてください

計算例

1 現在返済中の住宅ローンの条件をあてはめてください

毎月返済額	返済残回数(月数)	総償還額A
()	× ()	= ()
ボーナス返済額	返済残回数	
()	× ()	= ()

2 厚生会で借替えした場合

すまいる住宅貸付の償還方法の試算は各支部事務所または信用共済課へお申し出ください。
公式サイト「スマイルポート」からもシミュレーションできます。

「すまいる住宅貸付シミュレーション」の総償還額

定時総償還額+賞与総償還額= ()

シミュレーションは
こちらから

3 償還額を比較してください

総償還額A	総償還額B	差 額
()	○ ()	= ()



差額から借替費用(抵当権抹消・設定費用など)を差引いた額が⊕であれば、借替えすることをおすすめします。

1 厚生会ハウジング利用者特典

(1) 利用者優遇特典

厚生会ハウジングの提携会社で契約し、その物件に対する融資を「すまいる住宅貸付」で申し込む場合、申込金利(キャンペーン金利が適用される場合はキャンペーン金利)からさらに利用者特典として、優遇金利が適用となります。

(2) 優遇金利

「今月のお知らせ(通知)」または兵庫県学校厚生会・関係法人公式サイト「スマイルポート」で最新の優遇金利を確認ください。

(3) 申請方法

- ア 厚生会ハウジングの「利用券〔お祝い金(品)申請書〕兼 すまいる住宅貸付 優遇金利 申請書」を提携会社に提示の上、商談してください。
- イ 契約が成立しましたら、提携会社使用欄に特典の対象物件である確認を受けコピーを取って、原本を厚生会まで提出してください。
- ウ 「すまいる住宅貸付」の申込書と添付書類および優遇金利申請書(写)を添付して、貸付を申し込んでください。
- エ 貸付および優遇適用審査の後、貸付決定します。

※ 「厚生会ハウジング」「すまいる住宅貸付」はそれぞれ独立の制度であり、制度ごとの審査によりお祝い金(品)や優遇金利が受けられる場合がありますが、必ずしも受けられるものではありません。

新規取扱停止中

2 ハイブリッド積立継続加入者特典

(1) 継続加入者特典

ハイブリッド積立(ハッピーライフ年金)5年2カ月以上継続加入の方が、新規で「すまいる住宅貸付」を申し込む場合、申込金利(キャンペーン金利が適用される場合はキャンペーン金利)からさらに継続加入者特典として、優遇金利が適用となります。

※ 新規申込時に適用されます。なお、ハッピーライフ年金を脱退された場合は、翌月から通常金利となります。

(2) 優遇金利

「今月のお知らせ(通知)」または兵庫県学校厚生会・関係法人公式サイト「スマイルポート」で最新の優遇金利を確認してください。

(3) 申請方法

当会で優遇金利が適用であるか審査しますので、申請は不要です。

7 退職サポート貸付(退職会員のみ)

1 ご利用条件

- 申込時年齢が69歳11カ月までの退職会員(配偶者、遺族会員は除く)
- 収入(年金可)があり、支払滞納がなく、第2連絡先を登録している方

2 申込金額の受付条件

- 申込限度額は300万円
- 月々の償還額上限は償還額合計7万円まで

3 申込方法

- 下記の提出書類を厚生会に提出ください。

- 退職サポート貸付申込書
- 退職サポート貸付借用証書
- 保証委託申込書(保証受託会社提出用)
- 資金使途に応じた添付書類

【添付書類一覧】

資金使途	貸付条件	申込期間	添付書類
生活資金	申込人が自己の生活資金や物品購入に要する費用	●随時	●不要
車両購入	申込人、申込人の配偶者および2親等以内の親族が自動車を購入する費用	●購入の3カ月前より	●見積書(写)または注文書(写)、契約書(写) ●2親等以内の親族が購入する場合は、 申込人との続柄を証明できる公的書類(住民票など)
住宅増改築	申込人が住宅を増改築または購入する費用	●支払日の3カ月前より	●見積書(写)または注文書(写)、契約書(写)
親族の葬儀	申込人の配偶者・父母・子の葬儀に要する費用	●事後3カ月以内	●死亡診断書(写)または埋葬許可書(写) ●申込人との続柄を証明できる公的書類(住民票など)
介護・療養	<介護> 申込人、申込人の配偶者、2親等以内の親族の介護に要する費用	<介護> ●要介護認定期間中	●介護保険資格者証など要介護認定を証明する書類(写) ●申込人と要介護者との続柄を証明できる公的書類(住民票など)
	<療養> 申込人、申込人の配偶者、2親等以内の親族が入院加療を受ける費用	<療養> ●診断書発行後または退院後1カ月以内	●診断書または入院期間等を証明できる書類(写) ●申込人以外が入院の場合、申込人との続柄を証明できる公的書類(住民票など)
子供の教育資金	申込人の子が高等学校以上に入学及び就学する場合(日本国外の学校については対象外)	●入学資金は合格確定後6カ月以内 ●就学資金は在学中毎学年度1回限り	●入学資金の場合は、合格通知書(写) ●就学資金の場合は、在学証明書 (申込締切日から2カ月以内の証明書・原本)

4 申込締切日・送金日・貸付金利

広報誌「ふれあい」または兵庫県学校厚生会・関係法人公式サイト「スマイルポート」等で申込締切日(送金日)・貸付金利をご確認できます。

5 貸付金の送金先

- 厚生会登録口座に送金となります。

6 償還方法

- 定時償還…元利均等払い(固定金利)、A償還(長期)・B償還(短期)
送金日の翌月から毎月16日に厚生会登録口座から引去り
- 特別償還…一部償還・一括償還 振込期日までに厚生会の専用振込用紙にて振込み

7 担保・連帯保証人

- 担保・連帯保証人は不要です。
- 当会が保証委託契約を締結している株式会社オリエントコーポレーションの保証制度の適用を受けるものとします。
- 保証受託会社所定の料率による保証料を毎月の貸付金償還額に加え、分割して支払っていただきます。

8 その他

- 厚生会及び保証受託会社の審査により融資できない場合や減額する場合があります。
- 退会時には即時償還(一括償還)となります。

1 金利

固定金利

償還終了まで貸付時の金利を適用
ただし、すまいる住宅貸付の特約固定金利は設定から特約期間終了までの適用

変動金利

	すまいる住宅貸付	一般住宅貸付
金利の見直し	金融情勢等を鑑み、適宜見直します。	年2回（4月・10月）
金利改定に伴う変更内容	下欄の「償還額の見直し時期」および償還額変更が必要となった場合(※1)等を除いて償還額は変更されません。ただし、償還額の内訳割合（貸付元金と支払利息）の変更となります。	
償還額の見直し時期	基準の範囲内で希望の償還額に変更が可能です。(償還方法の変更は不可) 償還額変更は随時受付しています。(毎月1回、申込書提出の翌月より変更)	償還開始から5年経過後に見直し変更します。以後、見直し変更は5年ごとに行います。償還額は、当会の算出方法により決定された額です。

※1 すまいる住宅貸付については、以下の状況になった場合に償還額を変更していただけます。

- ・支払利息が毎月の償還額より大きくなり、貸付元金が減少しない状況の場合
- ・貸付元金の償還期間が最長の35年を超える場合

※災害貸付については、金利変更に伴い、厚生会の算出方法により償還額を変更させていただきます。

2 償還

「返済」を表す用語として、厚生会の貸付事業では「償還」を用いています。

ア 厚生会の現在の利息支払方法は元利均等払いです。

元利均等払…元金と利息を均等に償還する方法

イ 償還方法には、定時償還・ボーナス償還、特別償還があります。

定時償還・ボーナス償還

▼定時償還…毎月の給与から、引取りにより、元利均等額を償還する方法



▼ボーナス償還…定時償還と併用し、年2回のボーナスから償還する方法

- 併用可能な貸付…**短期貸付**・**すまいる住宅貸付**
- すまいる住宅貸付のボーナス分は元金の返済に充当
- 申込額…短期貸付は貸付申込金額の2分の1まで
- 併用開始月…5月から10月送金→12月ボーナス分から11月から4月送金→6月ボーナス分から

※特別償還については、P45を参照ください。

3 厚生会貸付の借替制度

内 容	新たな申込みの貸付金額から、借替える貸付の未償還元金（残高）を差し引き、残額を送金します。 【例】申込金額 100万円 未償還元金 335,685円 送金額 664,315円	
手数料	無 料	
借替可能な貸付種類	借替前 普通貸付 → 普通貸付 即時貸付 → 普通貸付 短期貸付 → 普通貸付 ネット貸付 → 普通貸付	借替後 貸付ごとに、普通貸付へ借替えができます。 ※1本の貸付に借替える制度（いわゆるおまとめローン）でないため1貸付ごとの借替えとなります。 ※ネット貸付で1万円単位で貸付を受けている場合でも、普通貸付申込時は10万円単位でしか申込みできません。
条 件	償還回数が1／3以上経過していること 【例】120回返済の場合、40回以上返済している ※償還回数が1／3となるように一部償還した場合は、一部償還した翌月から借替え申込み可能	
申込締切日（送金日）	締切日 9日 ↓ 送金日 20日	19日 ↓ 30日 ※29日の締切の受付は不可 締切日や送金日が休業日の場合、日程が変更となりますので「今月のお知らせ（通知）」等でご確認ください。

4 特別償還

■一括償還…定時償還途中で未償還の貸付元金を全額償還すること。

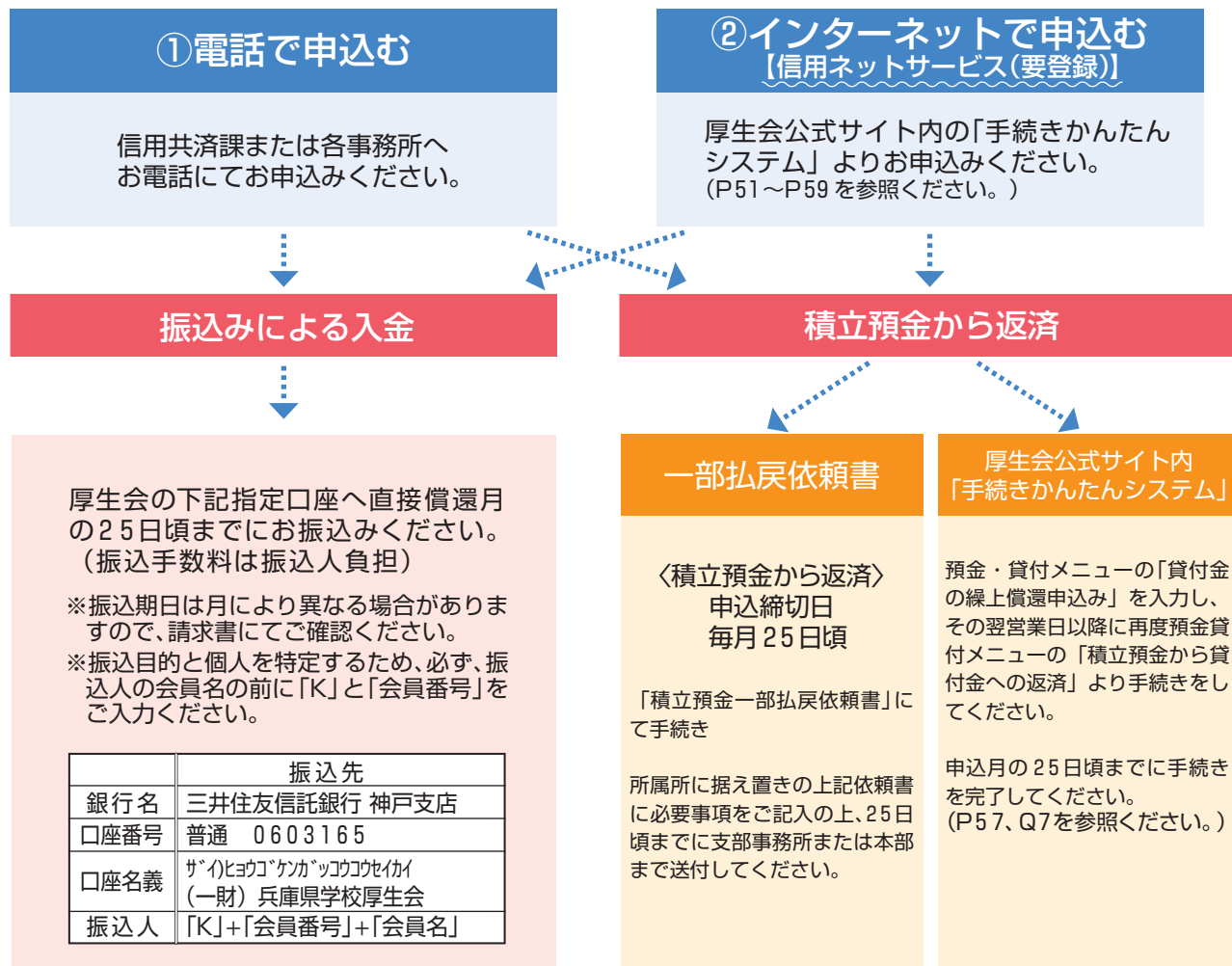
■一部償還…未償還元金の一部を償還すること（繰上返済）。

一部償還の確定返済金額は、厚生会より所属所に「貸付金償還請求書」を送付しますので、当請求書にてご確認ください。

■即時償還…会員が資格を喪失したときなどに、未償還の貸付元金を即時一括償還すること。

■一括償還、一部償還の申込みと手続方法

申込方法は2種類あります



■即時償還の申込みと手続方法

1.信用共済課または各支部事務所へお電話等で退職の旨をご連絡ください。

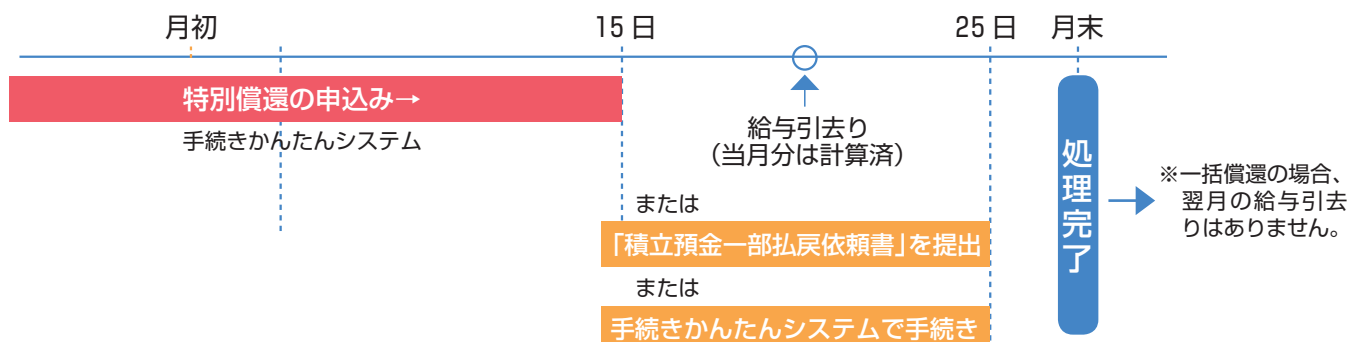
2.信用共済課から請求書を送付します。

3.請求書に記載の期日までにお振込みください。

※期日までに償還がない場合、延滞利息が発生することがあります。

※当会の銀行口座は24時間即時入金には対応していませんので、振込日にご注意ください。

申込みと手続きのスケジュール





貸付事業全般についてよくあるご質問

Q 1 送金先の銀行口座は、給与が振込まれる銀行口座ですか？

A 貸付を送金させていただく銀行口座は、給与振込口座ではなく厚生会登録口座（厚生会からの給付金振込の送金口座）となります。
送金先につきましては、貸付が決定した際に送付する「貸付償還予定表」に記載しておりますので、ご確認ください。

Q 2 送金口座を変更したいのですが、可能ですか？

A 貸付決定後の送金口座変更は、受付できません。
ただし、貸付申込書の提出時にお申し出いただくと変更は可能です。その場合は「会員異動等報告書（様式第4号の6）」をご提出ください。

Q 3 送金される時間は何時頃になりますか？

A 送金先の銀行での事務処理によりますので、時間帯につきましてはお答えできませんが、送金日の正午以降であれば入金確認ができると思います。
午後になっても入金が確認できない場合は、送金口座が想定されている口座と違う場合がありますので、「貸付償還予定表」に記載の送金先をもう一度ご確認ください。

Q 4 申込締切日に提出書類をすべて揃えられなかったのですが、貸付申込みはできますか？

A 申込締切日に提出書類が揃わないことや不備があった場合は、申込み受付はできません。

Q 5 貸付決定はどのように通知されるのですか？

A 貸付申込みを受付後、貸付審査会を経て、貸付決定された方に決定通知として「貸付償還予定表」を所属所の本人宛にお送りします。
送付する時期は、お申込みいただいた貸付種別によって異なりますが、送金日の前日または当日にお送りすることになります。（即時・ネット・災害貸付は、送金後になります）
ただし、すまいる住宅貸付は送金日の約2週間前にお送りします。

Q 6 「貸付償還予定表」に記載された送金先は、変更できますか？

A 貸付決定後は送金先の変更はできません。
すでに口座を解約されている場合は、新たな送金先をお伺いし送金手続きをいたしますが、入金確認に時間がかかります。

Q 7 貸付償還ができなくなった場合、未償還金はどのようにになりますか？

A 厚生会は連帯保証人の選任という煩わしさを省き、会員の利便を図るとともに、会員の債権保全を目的として、厚生会と保証保険会社との間で契約している保証保険制度を適用しています。貸付保険は、借受人が何らかの事情により貸付金の償還ができない場合に貸付保険事故となり、保険事故の発生に伴い保険金によって厚生会に損害がてん補されます。
この制度によって厚生会が借受人に対して持っていた債権は保証保険会社に譲渡され、保険会社が借受人から債権回収することになりますので、借受人の債務が免除されるものではありません。

Q8 貸付の種類によって事後書類が必要なものがありますが、どうしてですか？

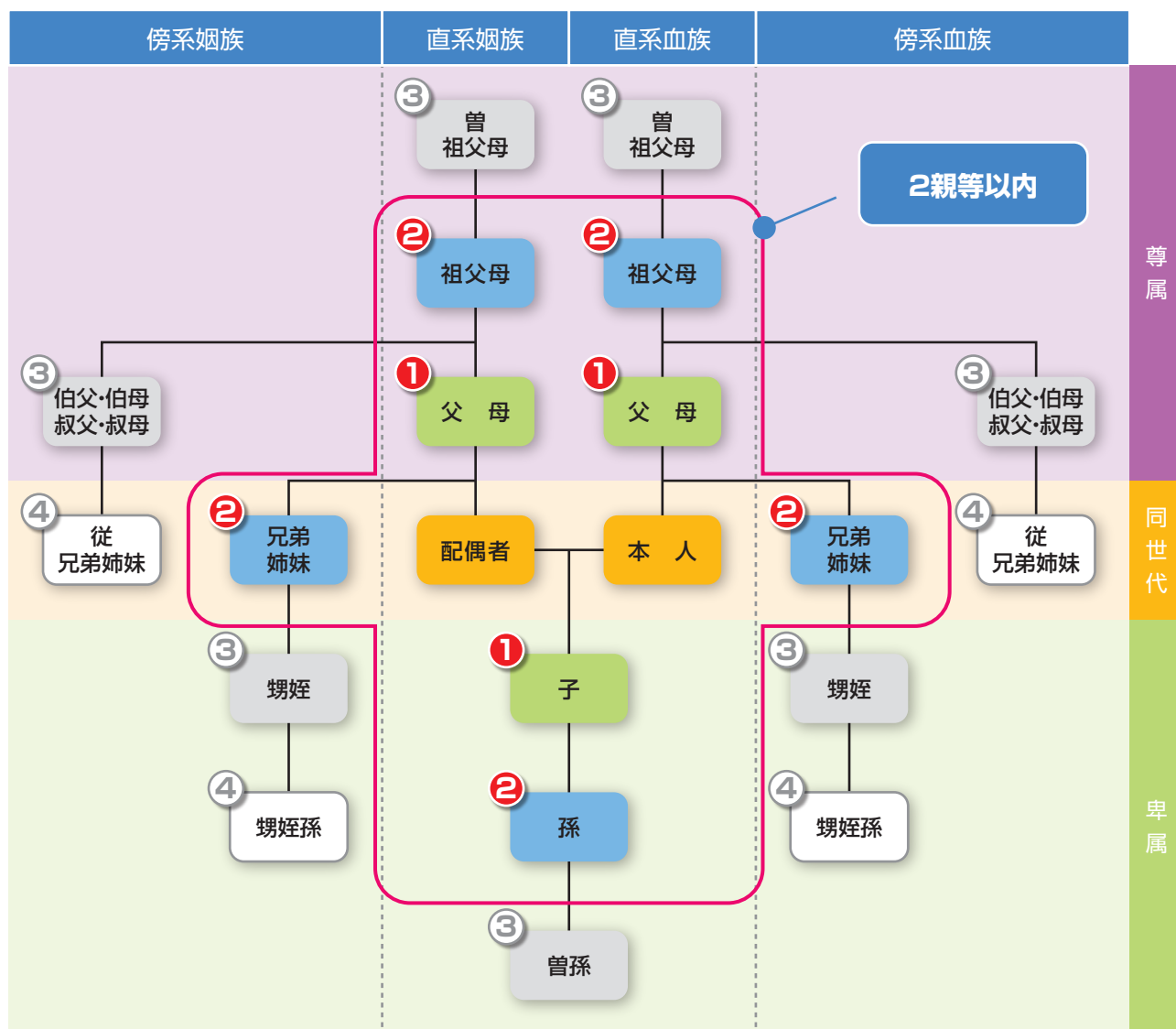
A 資金使途を限定することによって、一般貸付の貸付上限金額を超えて、貸付を利用することが可能になるため、資金使途の確認をさせていただいています。

Q9 貸付によって2親等以内の親族のための購入などがありますが、対象がわかりにくいのですが…

A それぞれの貸付の使途(貸付条件)(P.16～21)をご確認ください。また、下記の表もご参照ください。

リフォーム貸付…2親等以内の親族の持分割合(所有権の名義割合)に応じた額が貸付対象です。

医療貸付・介護貸付・自動車貸付…申込人、申込人の配偶者および2親等以内の親族が貸付対象となります。



特別償還についてよくあるご質問



Q1 特別償還のための費用はかかりますか？

A 手数料はかかりません。
ただし、振込手数料は振込人のご負担となります。

Q2 即時償還で振込期日までに振込みができなかった場合は、どのようにすればよいですか？

A 振込期日に間に合わない場合は、必ず貸付係（078-331-9974）に連絡のうえ早急に電信扱いでP45に記載の口座にお振込みください。（振込手数料は振込人負担）
なお、振込期日までに償還されなかった場合、遅延利息が発生しますので注意してください。

Q3 完済後は、何か書類が届くのですか？

A 完済月（当会で入金確認ができた月）の翌月の中旬に完了通知書とお預かりしていました貸付借用証書を所属所の本人宛にお送りします。（ネット貸付は翌月の初旬にハガキで完了の通知をお送りします。）
また、抵当権設定の抹消が必要な方は、別途送付する抹消申請書を提出してください。
抹消は、当会に抹消申請書の到着後手続きに入ります。（抵当権抹消費用は自己負担となります。20,000～30,000円程度）

Q4 特別償還後、定時償還やボーナス償還の引去りはどのようになるのですか？

A 一括償還の場合、償還ご希望月月末の未償還残高をご返済していただきますので、返済いただいた当月の定時償還をもって引去りは終了します。ただし、ボーナス償還を併用されている方は、一括償還で完済となる月が5・6月（夏季）と11・12月（冬季）の場合、ボーナス償還分の引去りを止めることができません。
すまいる住宅貸付：ボーナス分をあらかじめ差し引いた金額を請求します。
その他の貸付：ボーナス分を含めた金額で請求し、ボーナス分を引去り後に返金します。
一部償還の場合、定時償還額は変わりません。ただし、償還期間が短くなり、短縮となった回数分の利息が軽減されます。

すまいる住宅貸付についてよくあるご質問

**Q1** 固定特約など金利の選択範囲が増えていますが、どの金利が有利ですか？

A 正確な金利動向を予測することはできませんので、どの金利が有利であるとおすすめることはできません。定年退職までに返済を終えとか、償還途中で繰上償還するなど、お申し込みいただく方のライフスタイルに合わせた償還計画によって特約金利（償還期間）を設定していただきたいと思います。

Q2 団信の告知事項に「あり」となる場合はどうしたらよいですか？

A 事前審査が必要なため、締切日10日前までに申込書兼告知書を提出してください。締切日直前の申し出であれば、次の申込みとなります。

Q3 9年後に定年退職するのですが、すまいる住宅貸付は申込みできますか？また、特約設定は可能ですか？

A 定年退職までの期間で受付するわけではありませんので、すまいる住宅貸付では10年以上の償還期間でお申込みいただけます。
また、特約の設定も可能です。すまいる住宅貸付の申込みと同時に特約を設定するときは、固定10年金利特約の設定も可能です。
ただし、退職される際には未償還元金を即時償還していただきます。

Q4 すまいる住宅貸付を申込む際にどのような費用がかかりますか？

A 貸付申込金額や資金使途により異なりますが、費用としては以下のとおりです。なお、事務手数料など申込みにかかわる手数料はかかりません。
また、これらの費用は、住宅諸費用貸付の対象となります。

収入印紙代	「すまいる住宅貸付借用証書」に貼付する収入印紙代（申込金額により異なります）		
	申込金額	500万円以下 1,000万円以下 1,000万円超	2,000円 10,000円 20,000円
	「すまいる住宅貸付特約書」（特約金利設定の場合）に貼付する収入印紙代 200 円		
保証保険料	毎月償還額に加算して分割で引去ります。 貸付残高×官公庁保証保険料率		
抵当権設定費用	貸付金額が1,500万円超で抵当権設定を必要とする場合、必要となります。貸付金額などにより異なりますが、貸付金額3,000万円（神戸市内で新築物件の場合）で、8万円程度の費用がかかります。		
火災保険	建物の構造や保険対象の場所により、保険料が決定されます。 <u>まだ火災保険に加入されていない方</u> ○火災保険は貸付金額を満たす内容でご契約ください。（保険期間が償還期間より短い場合は、保険契約を必ず継続してください） <u>すでに火災保険に加入されている方</u> ○現在加入している住宅金融支援機構指定火災保険やその他の火災保険は、保険満期日まで契約を継続していただけます。 ○満期以降も貸付金の償還が残っている場合は、火災保険に貸付金額や償還期間を満たす内容でご契約ください。		
その他	○他の金融機関からの借替えて貸付をお申込みされるときに、取扱金融機関へ償還するための手数料がかかる場合があります。金額は取扱金融機関により異なりますので、現在の借入先へご確認ください。また、他の金融機関の抵当権が設定されている場合は、その抵当権の抹消費用が別途かかります。		



Q1 借替えをするにあたって、メリットは何ですか？



他の金融機関に比べ、借替えするメリットには次のような点があります。

- ①貸付金額が 1,500万円以下であれば、抵当権設定費用は不要（本人居住の場合）
- ②団体信用生命保険加入（一般だんしん）に際しての保険料は、厚生会で負担のため不要
- ③特別償還（繰上返済）の手数料は不要
- ④特別償還は 10 万円からで、毎月 1 回受付可能
- ⑤すまいる住宅貸付では、ライフスタイルにあった償還額や期間を自由に設定（手数料不要）

Q2 残高証明書を金融機関で発行してもらうとき、気をつける点は何ですか？



以下のような内容の残高証明書が必要です。

- ①貸付申込締切日より 2 カ月以内までの日付で発行されているもの
- ②証明書に「住宅ローン」などと住宅融資としての貸付であることを表示してあること
※「住宅ローン」表示については、金融機関へ残高証明書発行を依頼する前に必ず申し出ておい
てください
- ③金融機関の印が押印してあること

Q3 残高証明書に住宅ローンと表示されていません。



発行先に再度表示してもらうように依頼してください。

金融機関で表示できない場合は、提出された証明書の残高及び契約番号と照会でき、「住宅ローン」と表示されている「貸付償還予定表の写し」あるいは「住宅ローンであることがわかる確認書」を一緒に提出してください。

Q4 残高証明書は住宅ローン控除の年末残高証明書でもいいですか？



住宅取得控除の年末残高証明書は、住宅ローン控除の申請のための証明書で、借入金残高が「予定額」と表示されており、貸付残高を確定することができません。
そのため、他の金融機関からの借替えの提出書類としては受付できません。

Q5 厚生会の住宅貸付に借替えをしても住宅ローン控除の申請はできますか？



住宅ローン控除の申請期間中で、借替え後の厚生会住宅貸付の返済期間が 10 年以上であるといった条件であれば引き続き申請はできます。

ただし、年末調整で申請するための「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」は、発行申請書を提出していただく場合があります。

発行申請書等は、毎年 9 月に厚生会発行の「今月のお知らせ（通知）」でご確認ください。

Q6 償還中の住宅貸付の対象物件を売却する予定です。 売却後も住宅貸付の定時償還を続けていいですか？



住宅貸付の対象物件を売却された場合は、貸付金を全額償還していただきます。

また、他人に一部を質入、転貸、譲渡することや、物件の価値を減少させるおそれのある行為をする場合も貸付金を全額償還していただきます。